

天塩町における農村の維持・活性化方策

平成28年2月23日

天塩町における農村の維持・活性化方策検討委員会

目 次

はじめに

第1章 天塩町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 天塩町の現状と農村の維持・活性化への課題・・・・・・・・ 11

第3章 課題の解決に向けた方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

 課題1 農業の後継者、担い手の確保に向けた課題・・・・・・・・ 13

 1 方策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

 2 取り組むべき方策と工程・・・・・・・・ 14

 課題2 天塩町農業の魅力向上に関する課題・・・・・・・・ 27

 1 方策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

 2 取り組むべき方策と工程・・・・・・・・ 27

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

はじめに

本検討委員会は、北海道開発局が実施する北海道開発計画調査「北海道の人口低密度地域における農村の維持に関する基礎調査」において、人口減少が進んでいくことが見込まれる状況下で天塩町の農村を維持し、活性化する方策を策定することを目的に設置されたものである。

検討委員会は3回開催し、第1回検討委員会（平成27年10月6日）では、地域の現状及び将来直面する状況と課題について確認するとともに、今後取り組むべき方策の方向性を議論した。第2回検討委員会（平成27年12月3日）では、「天塩町における農村の維持・活性化方策（素案）」について議論し、第3回検討委員会（平成28年2月2日）において、「天塩町における農村の維持・活性化方策」（以下「本方策」という。）の取りまとめを行った。

本方策は、人口減少下における天塩町の現状を踏まえ、農村の維持・活性化に向けての課題を抽出し、当該課題に対して取り組むべき方策を打ち出したものである。天塩町において、本方策を実施していくことにより、農村を維持し、活性化する取組が進んでいくことを期待する。

○天塩町における農村の維持・活性化方策検討委員会委員名簿

	所属	役職	氏名
座長	酪農学園大学 農食環境学群循環農学類	准教授	吉岡 徹
委員	天塩商工会	事務局長	相原 篤生
委員	J Aてしお女性部若妻会	会長	稲田 磨美
委員	株式会社宇野牧場	代表	宇野 剛司
委員	天塩町役場	農林水産課長	鎌田 剛
委員	北海道開発局	開発監理部 開発調査課長	北田 久志
委員	北海道銀行天塩支店	支店長	小亀 司
委員	天塩町農業委員会	会長	穴戸 栄一
委員	有限会社マルタケ	取締役社長	竹元 祥
委員	J Aてしお	営農課長	中村 将輝
委員	J Aてしお青年部	青年部長	中村 康宏
委員	山下牧場	代表	山下 雅博
委員	天塩町4Hクラブ	代表	湯沢 昌弘
委員	有限会社ムーミン農産	代表取締役	横溝 勇一
委員	べこちちFACTORY	工房責任者	渡辺 詩穂

第1章 天塩町の概要

1. 地理的特徴等

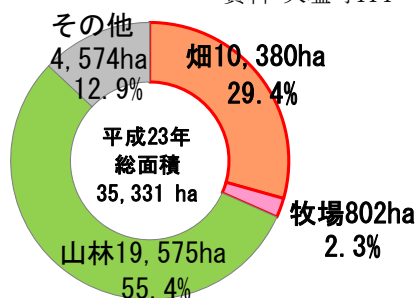
(1) 地理的特徴

天塩町は、北海道北西部天塩郡（遠別町、幌延町、豊富町）の中央に位置し、天塩川が日本海に注ぐ河口部に中心市街地が立地する。

土地利用は、山林が総面積の約6割を占めているが、次いで畑（主に牧草地）及び牧場面積が約3割となっている。



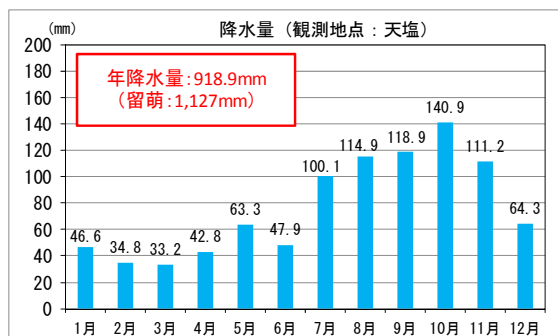
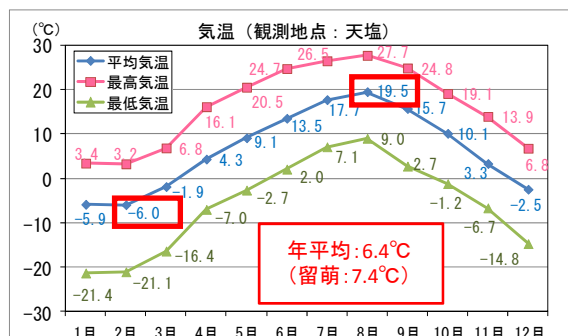
資料: 天塩町HP



資料: 天塩町勢要覧2012

(2) 気候

天塩町の気候は、海洋性の気象で日本海特有の湿った風が強く、沿岸では対馬海流の影響を受ける。平均気温は、最暖月が8月の19.5℃、最寒月が2月の-6.0℃、年平均が6.4℃であり、留萌に比べて冷涼な気候である。また、年降水量は918mmで留萌の1,127mmに比べても少ない。従って、気象に左右されにくい酪農に適する地域である。



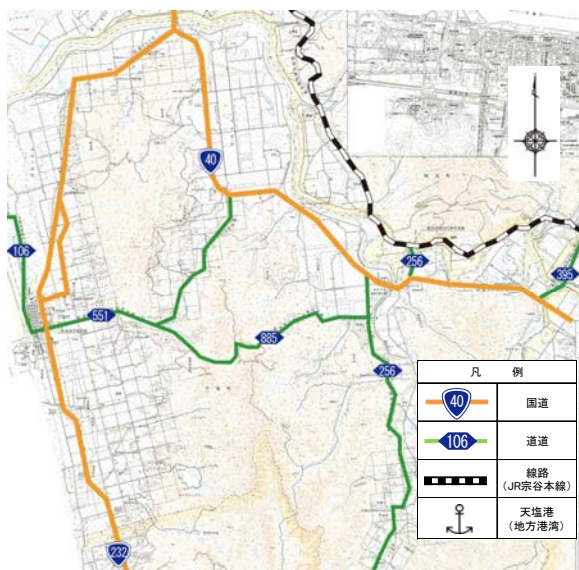
資料: アメダスデータ (気象庁) 値は平年値 (1981~2010年)

(3) 交通網

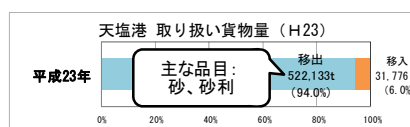
天塩町の交通網は、国道40号が北東部を横断し、国道232号が西部を縦断している。市街地等の道道と併せ、主要な道路となっている。また、鉄道はJR宗谷本線が北に隣接する幌延町に通り、最寄り駅は幌延駅、雄信内駅である。

交通アクセスは、国道232号により札幌から4時間30分、国道40号により旭川から3時間30分、道道稚内天塩線により稚内から1時間15分、JR宗谷本線「幌延駅」からバスで20分となっている。

港湾は、地方港湾である天塩港があり、取扱貨物は砂や砂利を中心に移出が大半を占めている。



資料:北海道開発局HP

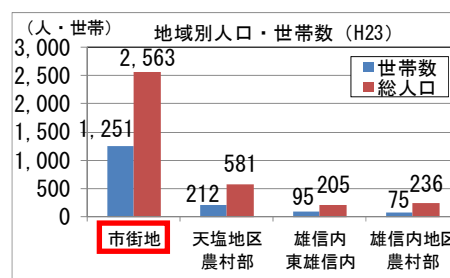


資料:港湾統計 (国土交通省)

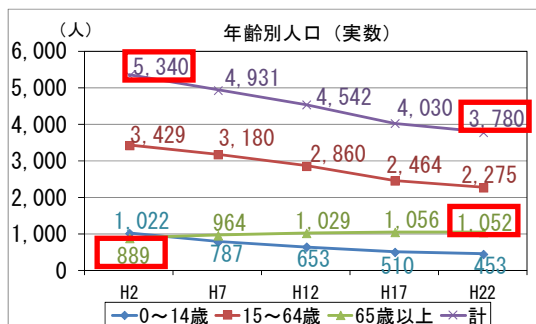
(4) 人口

天塩町の人口は、平成22年で3,780人であり、このうち65歳以上人口は1,052人と約3割を占めている。20年前の平成2年との比較では、人口は5,340人から1,560人減少、65歳以上人口は889人から163人増加、構成比で11ポイント増加しており、高齢化の進展が伺える。人口の約7割は市街地に居住している。

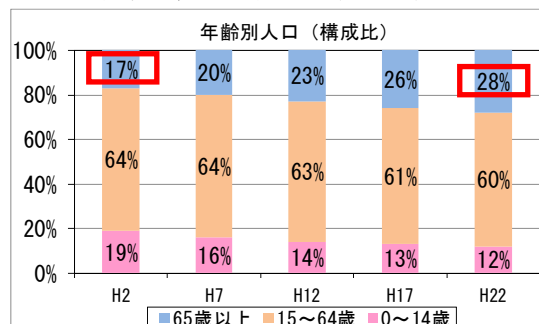
なお、平成28年2月発表の2015年国勢調査速報値では、総人口3,240人と5年間で540人減少し、減少率は14.3%となっている。



資料:住民基本台帳 (天塩町)



資料:国勢調査 (総務省)



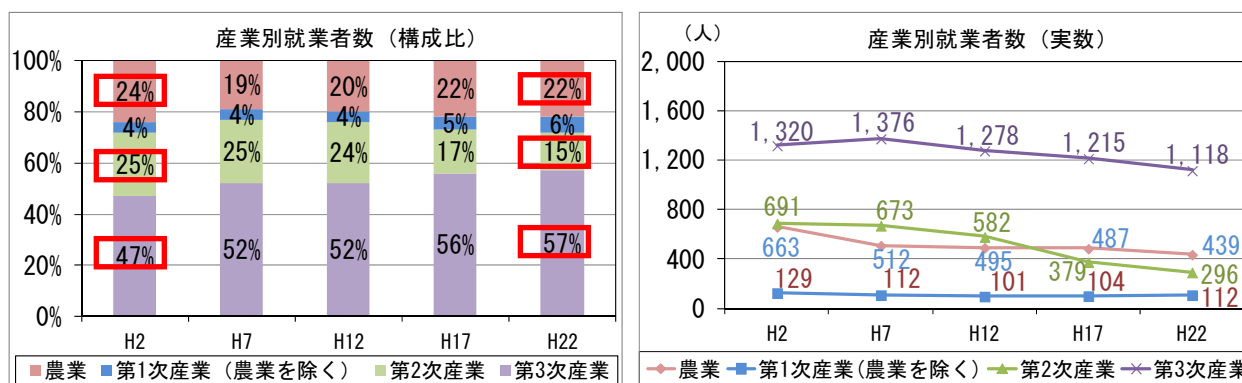
2. 産業の状況

(1) 産業人口等

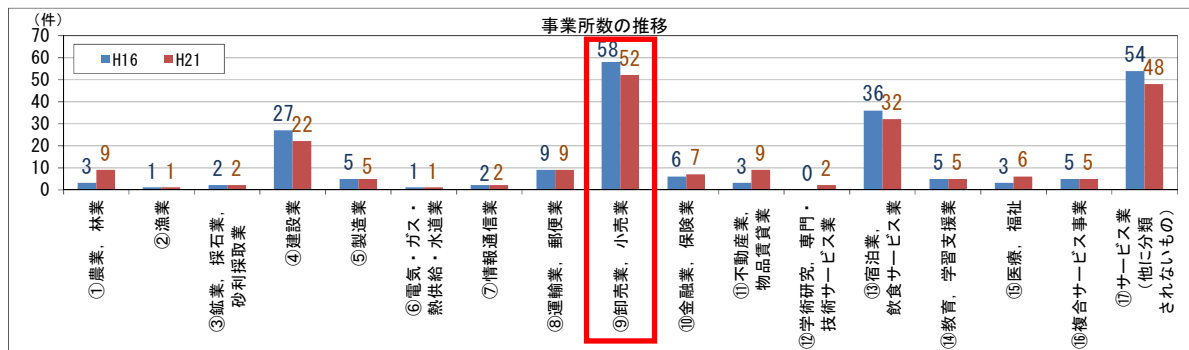
天塩町の産業別就業者数は、平成22年で1,965人であり、このうち農業は約2割を占めている。20年前の平成2年からの構成比の推移をみると、第3次産業で増加、第2次産業で減少しているが、第1次産業の農業は2割程度の横ばいと高い割合で推移している。

地域の第1次産業は、農業では酪農、漁業ではシジミや鮭が主体となっており、林業では豊かな森林資源を活用して営まれている。

事業所数は、平成21年では総数217件であり、卸売業・小売業が最も多く、次いでサービス業、宿泊業・飲食サービス業、建設業の順となっている。



資料：国勢調査（総務省）



資料：平成16年事業所・企業統計調査（総務省）、平成21年経済センサス（総務省）



【農業】酪農が主体



【漁業】シジミ・鮭が主体

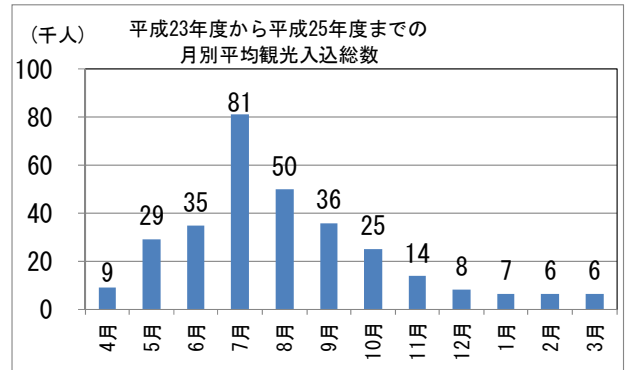
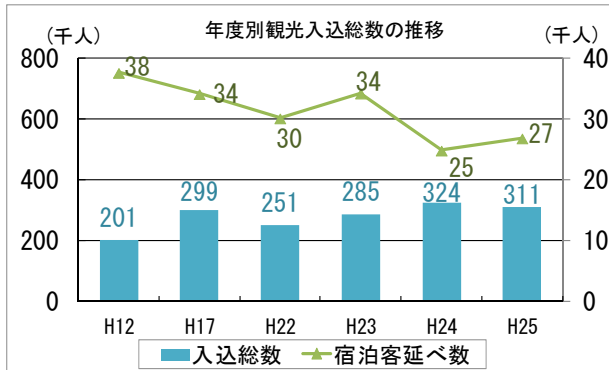


【林業】豊かな森林資源を活用

資料：天塩町勢要覧2012、留萌振興局HP、天塩町HP

(2) 観光客数

天塩町の観光客入込数は、平成25年では311,000人であるが、このうち宿泊客延べ数は1割の26,900人であり、残りの9割が日帰り客となっており、通過型観光の傾向が伺える。観光客は、イベントのある7月、8月の夏季の入込みが多くなっている。主な観光イベントは、7月に「しじみまつり」「キャンプフェスタ」、8月に「天塩川港まつり」がある。



資料: 北海道観光入込客数調査報告書 (北海道経済部)

■ 主要な観光イベント

開催月	イベント名
7月	しじみまつり
7月	キャンプフェスタ
8月	天塩川港祭り
9月	味覚祭り



しじみ祭り(7月)

(3) 学校・医療・福祉施設

天塩町の学校・医療・福祉施設は、天塩市街地に集中しており、他は雄信内市街地に学校1校、福祉施設1施設があるのみとなっている。



天塩小学校



天塩中学校



国民健康保険病院



デイサービスセンター



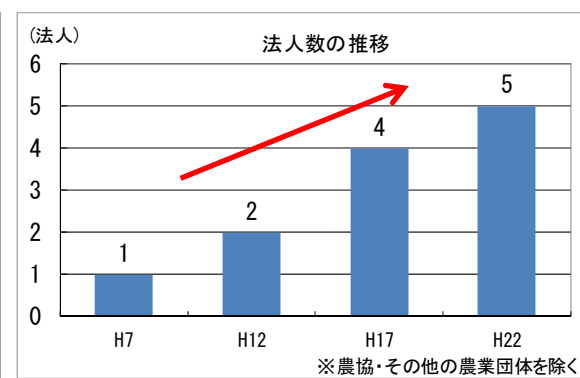
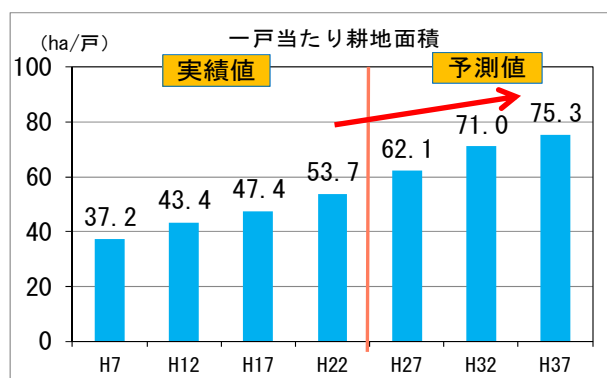
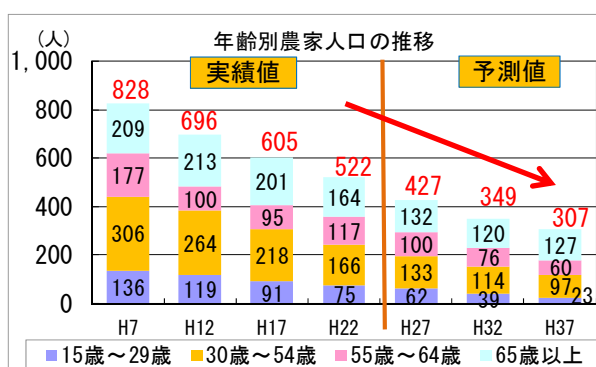
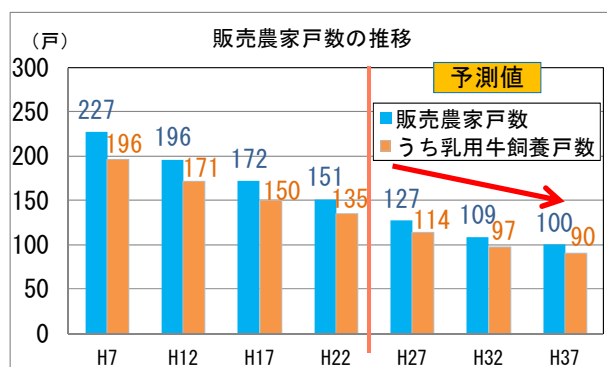
3. 農業の状況

(1) 販売農家戸数・農家人口・経営耕地面積等

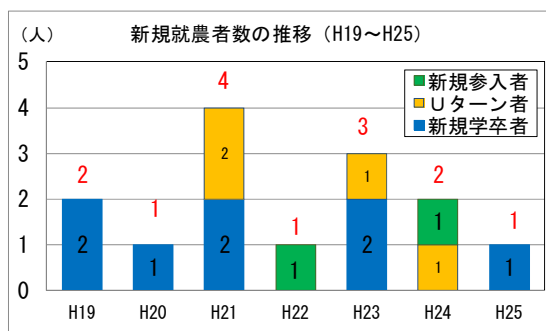
天塩町の販売農家戸数・農家人口は、ともに減少傾向にあり、平成7年から平成22年の推移でみると、販売農家戸数は76戸減（平成22年：151戸）、農家人口は306人減（平成22年：522人）している。今後、更に減少すると推測されており、平成37年には販売農家戸数が100戸（平成22年から3割減）、農家人口が307人（平成22年から4割減）になると予測されている。一方、1戸当たり経営耕地面積は、平成22年では53.7ha/戸まで増加しており、農家の減少とともに担い手が農地を継承していくものと推測し、平成37年には75.3ha/戸（平成22年から4割増）に増加すると予測されている。

農業生産法人数は、平成22年は5法人であり、徐々に増加してきているが、大規模な法人はない。

新規就農者数は、農家子弟のUターンが多く、新規参入者は平成19年～平成25年では2戸のみとなっている。



資料: 実績値は農林業センサス（農林水産省）、予測値は道総研中央農業試験場資料
 注: H7の農家人口は、総農家の値（その他は販売農家の値）。農家人口=農家世帯員数

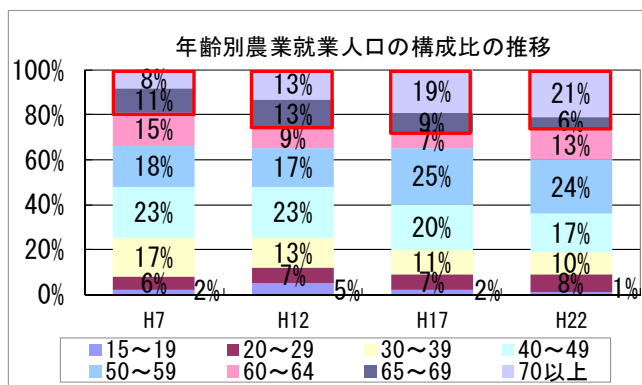


資料: 天塩町調べ

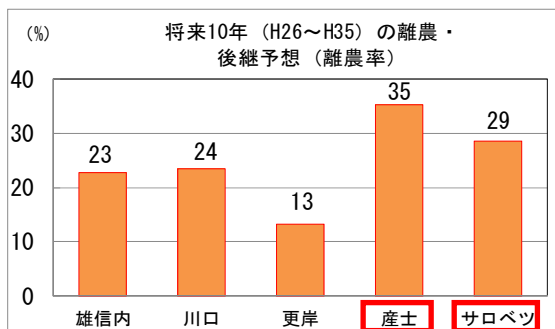
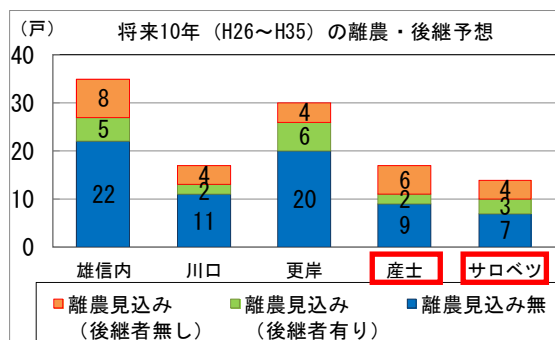
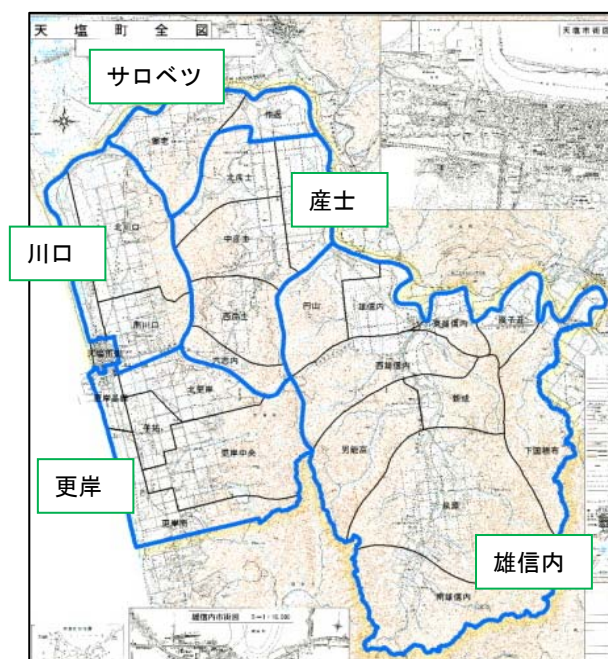
(2) 65歳を離農年齢と想定した場合の推計

天塩町の65歳以上の農業就業人口は、平成22年で27%を占めており、平成7年の19%から8ポイント上昇している。

今後、65歳で後継者がいない農家は離農すると想定し、将来10年間（平成26年～35年）の離農戸数を計算すると、産土地区で約4割、サロベツ地区で約3割が離農すると予測され、離農率が高くなっている。



資料：農林業センサス（農林水産省）

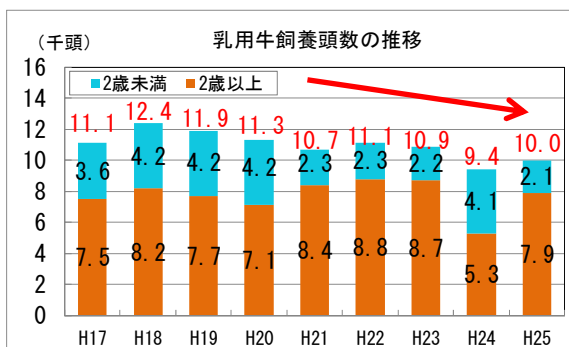


資料：天塩町資料による推計

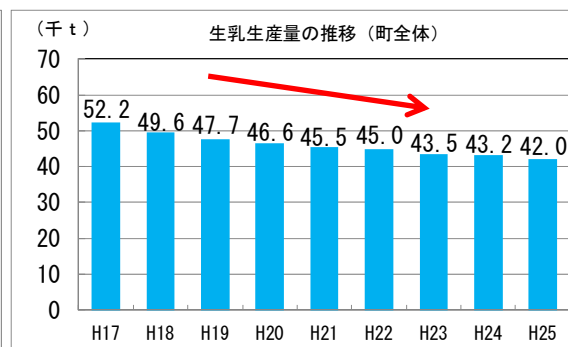
注：H25北海道内酪農家の平均離農年齢＝60.2歳（北海道農政部）

(3) 乳用牛飼養頭数、生乳生産量

天塩町の乳用牛飼養頭数及び生乳生産量は、ともに減少傾向にあり、平成17年から平成25年の推移でみると飼養頭数は1.1千頭減（平成25年：10.0千頭）、生乳生産量は10.2千t減（平成25年：42.0千t）している。



資料：天塩町調べ



資料：JAてしお生乳受託実績

4. 農村の維持活性化に係る現状の取組

(1) 担い手確保及び営農支援の取組

天塩町では、担い手確保のための新規就農者や花嫁の受入体制の整備、高収益な畜産を実現するための草地生産基盤の改善など独自の支援を行っている。また、町の農業に関する課題を解決するために必要な支援を行う「天塩町農業支援センター（仮称）」を設立に向けて現在検討を進めている。

こうした取組を行っているが、移住を伴う新規参入者（Uターン者や新規学卒者等の既存農家の後継者以外の新規就農者）はこの3年間なく、現在も継承予定で研修している者はいない。

①新規就農者・研修制度		
・2009年に「新規就農者等誘致促進条例」を制定し、町独自の新規就農者支援を行っており、制定後2組が就農している。		
事業名	対象者・要件	支援措置の内容
天塩町新規就農者等誘致促進事業	新規就農希望者	1.経営開始支援補助金 ・営農開始時の農業施設・家畜導入費に対し500万円以内を補助 2.経営安定支援補助金 ・営農開始時の農地・農業施設の賃借料について年間30万円を限度に5年間補助 ・営農開始時の農用地、農業施設の取得に係る固定資産税について、年間30万円を限度に5年間補助 ・営農開始時の農業関係制度資金借入金に対し農業協同組合が3分の1以内の利子補給をする場合、支払い利息の3分の1以内を利子支払から5年間利子補給
	農業後継者	1.農業後継者確保支援補助金 ・農業後継者の就農時前後2年以内の牛舎等農業施設の増築、搾乳(肉)牛増頭などの規模拡大経費として100万円以内を補助
	受入指導農家	1.就農研修指導交付金 ・研修者1名当たり月額2千円を2年間交付
天塩町農業後継者対策協議会事業	新規就農希望者 農業研修生	1.研修旅費助成 ・研修6ヶ月以内の場合帰省旅費の助成 ・研修12ヶ月以内の場合往復旅費の助成 2.住宅助成 ・研修施設以外の宿泊施設から通勤する場合、家賃の1/2(月額1万5千円を限度)を助成
	受入指導農家	1.受入農家助成 ・研修期間1～3ヶ月目は1日2千円を助成 ・研修期間4～6ヶ月目は1日1千円を助成

②スーパーハウス、トレーラーハウス整備		
・中山間地域等直接支払制度の活用により、新規就農者受入環境の整備を行っている。		
③婚活事業		
・天塩町後継者対策協議会や農業協同組合青年部により、各種交流会や婚活ツアーを行っている。婚活ツアーは、天塩町に女性を招いていたが、近年は留寿都村や札幌市や小樽市等、リゾート地や都市部でも行っている。		

④農業支援センター設立の検討

・天塩町農業支援センター（仮称）設立検討会が平成27年7月に発足、平成28年4月のセンター設立を目指している。天塩町農業の課題を解決するために必要な項目を以下に定め、天塩町農業支援センターの設置により解消を図る。

- 「優秀な人材を育成（人づくり）」
- 「儲かる経営を展開（夢づくり）」
- 「草地資源を有効活用（草地基盤づくり）」
- 「天塩町の魅力を発信（魅力づくり）」

天塩町農業支援システム
（窓口=天塩町農業支援センター（仮称））

天塩町農業支援センターの設置

TMRセンターの設置

コンタクター機能の拡充

サクシードファームの設置

哺育牛預託施設の設置

育成牛預託施設の設置

大型農業生産法人の設立

※天塩町農業の課題解決に必要なシステム

⑤畜産クラスター事業

・天塩町営農対策協議会を中心に、畜産農家・地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制（畜産クラスター）を構築し、「草地の植生改善による良質粗飼料生産の検討」を行っている。

（２）天塩町の魅力向上の取組

天塩町内では農業や地域の魅力向上のため、農業者による6次産業化や住民による地域づくりの活動があり、また町への移住を促進するための体験移住の施策を行っている。

こうした取組は、各団体や個人の活動がイベントなどに連携するものの、恒常的に一体となった活動が見られない。また、地域の魅力発信と都市部との交流事業や移住を呼び込む事業が連携されていない。

①6次産業化の動き

・自家乳を使った加工品（菓子、チーズ）の販売として、天塩町内では2軒の酪農家が加工品の製造・販売を行っている。



「トロケッテウーノ」宇野牧場



「さけるチーズ」べこちちFACTORY

・農業関係団体による活動として、地域の若手農業者が集まった4Hクラブ（農業青年クラブ）が、地元旬の食材ピザを作成している。また、地元酪農女性を中心に発足した「美留来のゆめ」ではチーズやアイスクリーム制作等を行っている。



「4Hクラブ」によるピザづくり



「美留来のゆめ」によるチーズ試作

出典：「るもい食歩」<http://www.rumoiclub.net/>

②地域づくり団体の動き

・天塩かわまちづくりとして、「交流」「自然」「食」「歴史」の各分科会に分かれて、様々な角度から天塩町の魅力をアピールし、観光振興に繋げていく為の検討会が平成25年9月に発足し活動している。



天塩かわまちづくり検討会



天塩町フェスタ

・「てしお食のスモールビジネス」として、天塩町漁業生産振興協議会と町民農園友の会により、無農薬野菜栽培による高付加価値の砂丘野菜づくり、新たな農林水産加工施設整備に必要な需要調査等が行われた。

③移住施策

・天塩町移住住宅促進事業として、移住・定住を促進し、人口の増加による町の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備の利用に供する天塩町移住定住促進住宅を設置し「ちょっと暮らし」が体験できる。



天塩町移住定住促進住宅

第2章 天塩町の現状と農村の維持・活性化への課題

天塩町のデータ等からみた現状と役場との打ち合わせ及び事前打ち合わせでの聞き取りから得られた意見より、農村の維持・活性化への課題として以下の2つを設定した。

- 天塩町の販売農家戸数は平成7年の227戸（内乳用牛飼養戸数196戸）から平成22年で151戸（内乳用牛飼養戸数135戸）と減少している。現在は更に減少し、町が把握する直近の数字では100戸を下回っている。
- 65歳以上の農業就業人口の割合は、平成22年では27%と高齢化が進んでいるため、農家戸数は今後も更なる減少が予測されている。
- 天塩町の新規就農者は既存農家の後継者であるUターン者、新規学卒者がほとんどであり、移住を伴った新規参入者は平成19年以降、現在まで3戸に止まっている。

これらの現状を踏まえ、

課題の1を「農業の後継者、担い手の確保」として方策を検討した。

- 天塩町の基幹産業は酪農であるが、酪農に関係する商品のPRが活発にされていない。
- 町内でスイーツ、チーズは商品化されているが、地域で飲むことができる飲用牛乳はなく、また、「天塩町」の名前を冠した地域を代表する乳製品がない。このため、天塩町＝酪農というイメージが町外に浸透していない。
- 町内には地域住民が利用できる食品の加工施設が無く、乳製品や農産加工品づくりにチャレンジしたいと考える町民が潜在するも、実現が難しい状況である。
- 町内への観光客数は増加傾向にあるものの、宿泊者数は減少しており、通過型観光となっている。また、天塩町での仕事や暮らしが見える都市部との交流事業や移住対策事業も行われておらず、天塩町情報の発信不足も課題となっている。

これらの現状を踏まえ、

課題の2を「天塩町農業の魅力向上」として方策を検討した。

なお、各課題の方策について、推進のための目安として方策の工程表を添付した。これらの実施に当たっては、優先度（次ページ参照）のほか、「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等町内の各種計画等の進捗、議会での議論、条例・規則の改正等の情勢変化に適切に対応し、調整しながら課題の解決に向けて方策を前進させることが必要である。

＜本方策中の用語について＞

- 第三者経営継承：後継者のいない農家が、その経営資源（土地、設備及び乳牛等）や経営ノウハウを親族以外の新規就農者へ受け渡すこと。
- 移譲希望者：離農に際して、第三者等に経営資源（土地、設備及び乳牛等）を譲ることを希望する者
- 継承者：離農した農家の経営資源（土地、設備及び乳牛等）を有償で譲り受け、営農を継承する者。本方策では、親族ではなく、第三者の新規就農者等を想定する。
- 研修生：新規就農を希望して天塩町で農業研修を行う者。新規就農に際しては、原則研修期間2年を要する。
- 実習生：新規就農を目的とせず、1～2ヶ月や季節限定などで農業研修をする者。

＜事業実施の優先度について＞

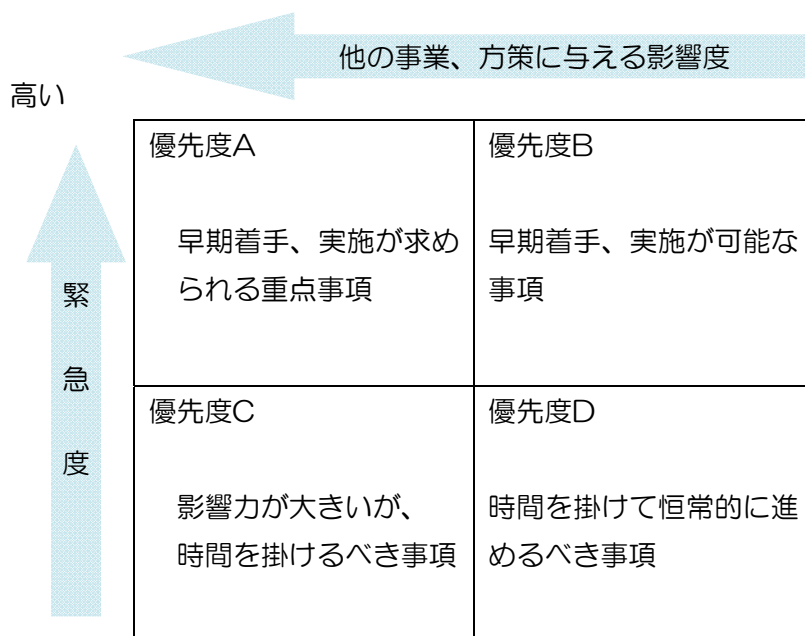
本方策では多くの実施項目があることから、進捗の目安として、工程表に以下の4分類により優先度を付記した。

A＝他の方策や事業への影響、関連性が大きく、緊急性も高い事項＝重点事項

B＝緊急度が高く早期着手が必要又は早期実施が可能な事項

C＝他の事業に与える影響が大きい、時間が掛かる又は時間を掛けて進めるべき事項

D＝時間を掛けて恒常的に進めるべき事項



＜例＞ライフプラン説明会の実施＝重点事項（A）

上記（A）の実施により出てくる相談への対処等＝早急に対処する事項（B）

第3章 課題の解決に向けた方策

課題1 農業の後継者、担い手の確保

1 方策の方向性

1-1 地域農業と個人の将来を考える機会の創出

- (1) 地域農業と各農家のライフプラン説明会の実施
- (2) 後継者不在農家を対象とした経営移譲意向調査の実施
- (3) 将来の離農後も地域で安心して生活できる環境を整える

1-2 地域のサポートで安心の第三者経営継承を推進

- (1) 就農希望者向け窓口一本化の早期実現
- (2) 複数機関で作る中立公平な「継承支援チーム」の編成
- (3) 新規就農希望者と移譲希望者の適切なマッチング～継承支援チームの役割①
- (4) 資産継承時のトラブルを防止～継承支援チームの役割②

1-3 計画的な継承を目指した研修受入制度の検討

- (1) 継承の調整に必要な一定期間、天塩町で研修できる体制をつくる
- (2) 新規就農認定要件等の緩和

1-4 新規就農希望者を呼び込むため、地域の優位性や支援体制をアピール

- (1) 就農希望者向け情報の提供の刷新
- (2) 情報発信のターゲットを想定した発信手段（ツール）の選択
- (3) 広域連携による呼び込み

2 取り組むべき方策

1-1 地域農業と個人の将来を考える機会の創出

天塩町においては、これまで各農家の離農時期の把握に苦慮し、適時に離農への対策を講じる事ができない状況にあった。離農者の農地は、近隣農家が引き受けることで耕作放棄地の発生を防止しているが、規模拡大による農地の点在化が進むことで効率的な農業が阻害され、各農家では過重労働となる傾向が見られる。

この解決に向けて、まずは地域農業の将来について話し合う場をつくり、地域農業の問題点、課題を共有し、皆で解決していく体制をつくる必要がある。同時に、各農家が5年後、10年後の将来の経営、離農の時期、離農後の生活について考える機会が必要である。

(1) 地域農業と各農家のライフプラン説明会の実施

天塩町農業の達成すべき将来像と現状、特に担い手不足による農家戸数の著しい減少や、それに伴う規模拡大が進む中での労働力不足等を各農家に説明し、地域課題の共有を図るために「ライフプラン説明会」を実施する。

この説明会において、各農家へ5年後、10年後を思い描く「ライフプラン」の作成を促し、数年後の経営を具体的に考える機会とする。このため、説明会には可能な限り夫婦、後継者も参加し、家族全体（法人においては、経営者と後継予定者）で取り組むようにする必要がある。

さらに、同じ状況から課題解決を進めている先進地の取組を紹介し、農地集積、新規就農者受入の重要性、経営継承制度の情報を提供する。特に後継者不在農家には、第三者への経営継承に向けた具体的な方法を周知する。

なお、農地中間管理機構事業や青年給付金制度、研修指導交付金など、制度、条例などもこの機会に周知し、各農家の利用に向けて関心を高めてもらう。

この取組を定期的（人・農地プランの更新時等、年に1回程度）に行うことで、問題点・課題を共有し、地域全体で課題解決を図る体制を作る。

ライフプランの例示

	現在	5年後	10年後
家族の 年齢	自分 ○歳 妻 ○歳 長男 ○歳 (高校○年生) 長女 ○歳 (小学○年生)	自分 ○歳 妻 ○歳 長男 ○歳 (大学○年生) 長女 ○歳 (高校○年生)	自分 ○歳 妻 ○歳 長男 ○歳 (共同経営) 長女 ○歳 (就職、独立)
経営規模	○○ha ○○頭 年間所得 ○○円	○○ha ○○頭 年間所得 ○○円	○○ha ○○頭 年間所得 ○○円
イベント		長男大学卒業 長女専門学校受験	子どもの結婚 二世帯住宅に改修 ○○万円
機械更新等		トラクター更新○○万	牛舎拡大 ○○万
ローン残額	○○万	○○万	○○万

(2) 後継者不在農家を対象とした経営移譲意向調査の実施

上記説明会やライフプランづくりなど、将来の経営を具体的に考える下地づくりをした後には、後継者不在農家を対象とする経営の移譲意向に関する記名式の調査を実施する。経営移譲の意向がある後継者不在農家を対象に第三者経営継承の説明会を開催し、個別に経営継承事業への参加を促していく。この過程で、各農家が不安を抱える事項があれば、その解決に向けてもサポートしていく。

＜想定される対象者＞

60歳～65歳以上の後継者不在農家（調査対象年齢等は検討要）

＜想定される調査項目＞

5年後、10年後の営農の状況（離農、継続・規模拡大、現状維持、規模縮小、法人化検討）

具体的な離農時期（何年後）

第三者への経営の移譲意向（あり、なし）

継承時の土地の処分（譲渡、貸与、相談したい）

住まいの問題（住み替え、留まる、相談したい）

その他農業用資産の処分（譲渡、貸与、相談したい）

(3) 将来の離農後も地域で安心して生活できる環境を整える

ア 相談窓口の整備

将来の離農時期を考えることで、各農家が離農後の生活への不安を抱くことが予想される。不安感を緩和、サポートするため、離農後の様々な暮らしについて相談できる窓口を設置する。

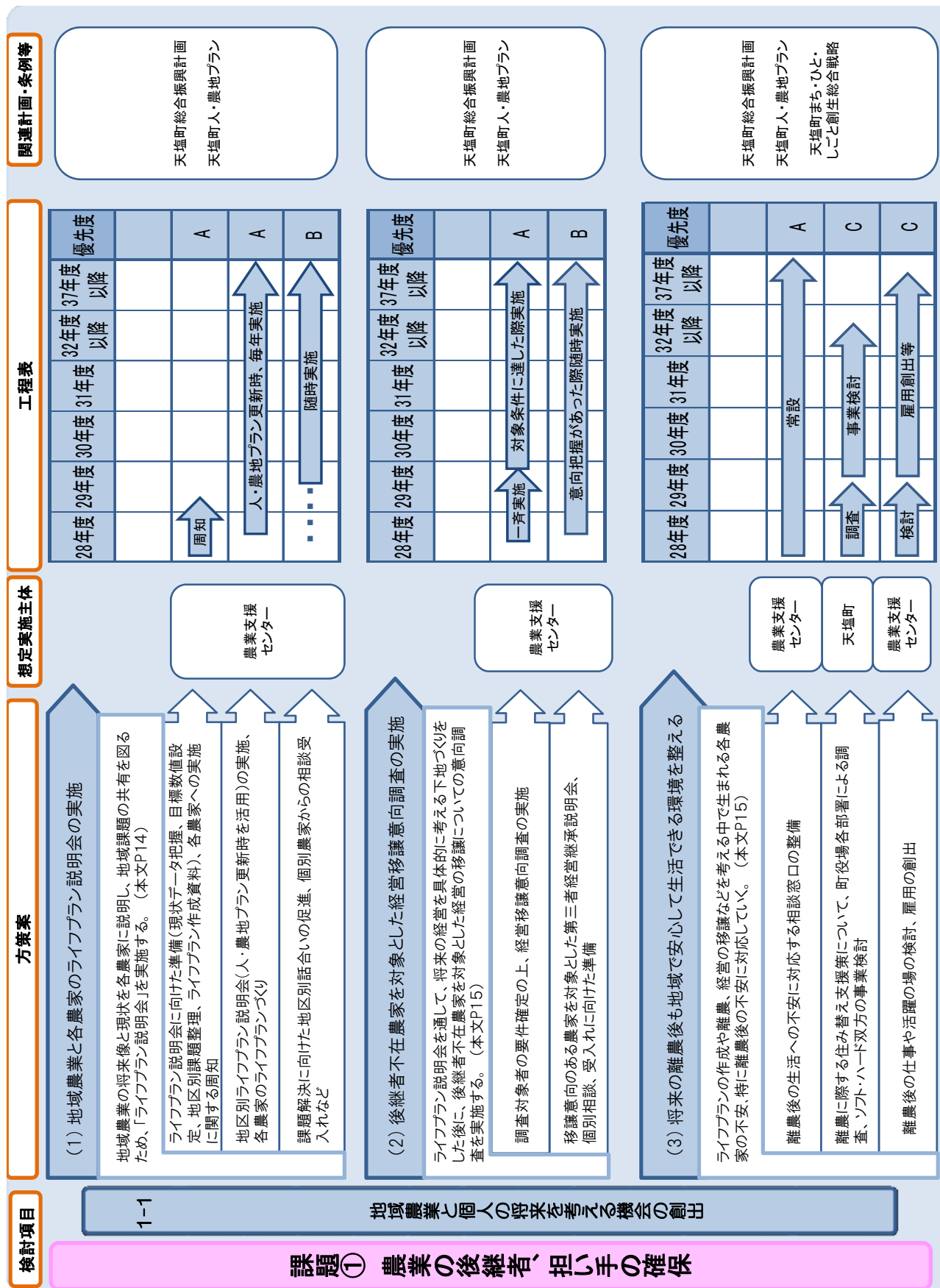
イ 離農後の住み替えを支援する

離農の際に農家にとって大きな負担となる「住み替え」の問題についても支援が必要となる。高齢者が安心して住み替えられる先を確保するため、中心市街地における町営住宅の活用や、空き家バンクの積極利用なども視野に、他地域が行っている対応策などを調査し、天塩町での住み替え対策を天塩町役場内関係部署（農業、まちづくり、高齢者、移住等の分野）で検討する。

ウ 離農後の活躍の場を作る

これまで培った経験を活かし、就農希望の研修生や新規就農者への技術指導や精神面での支援、酪農ヘルパーとしての活躍など、希望する者には地域農業にかかわり続けられる場を町内で作る必要がある。

＜方策の工程表＞



課題① 農業の後継者、担い手の確保

1-2 地域のサポートで安心の第三者経営継承を推進

天塩町では、平成28年4月に「天塩町農業支援センター」を設立し、町内の各農業関係機関機能の一本化を進めることとしている。

新規就農者の確保、特に第三者経営継承事業を推進していくためには、離農者の把握から始まり、新規就農希望者と移譲希望者の双方が安心して経営継承できるように、両者のマッチングと資産評価をサポートする体制整備が必要である。このため、「天塩町農業支援センター」を中心として横断的に活動するチームを作り、地域のサポート体制を強化する。

(1) 就農希望者向け窓口一本化の早期実現

天塩町の就農に関連する組織は、天塩町役場農林水産課、JAてしお、天塩町農業委員会及び後継者対策協議会等があり、町外にいる就農希望者にとっては、一見分かりにくい状況にある。そのため、就農に係る相談、支援の窓口は、平成28年4月に設立を予定している「天塩町農業支援センター」の下で、早期に一本化することが求められる。

また、この一本化された相談窓口機能を、町外の新規就農希望者等に積極的に広報する必要がある。(後述)

(2) 複数機関で作る中立公平な「継承支援チーム」の編成

離農者の把握、マッチング、継承資産の調整、研修のサポートなど第三者経営継承に関連する様々な事項を調整する組織が必要であり、公平、中立となるよう、複数組織で横断的に構成することが望ましい。

このチームは「天塩町農業支援センター」に事務局機能を置き、事務局は継承事業に係る情報の管理とチーム内の情報共有を行う。

< 継承支援チームの想定 >

事務局：天塩町農業支援センター

参加機関：

天塩町農林水産課、JAてしお（離農把握、マッチング、資産調整、研修支援、地域交流）

農業委員会（離農把握、マッチング、資産調整）

道農業改良普及センター、NOSAI（技術普及、研修支援）

JAてしお青年部、女性部（地域交流）

(3) 新規就農希望者と移譲希望者の適切なマッチング～継承支援チームの役割①

第三者経営継承を行うに当たって、新規就農希望者と移譲希望者をいかに適切にマッチングするかが重要となっている。継承支援チームは、新規就農希望者の理想とする経営スタイルや住まいの考え方についてヒアリングし、離農予定の移譲希望農家がある場合は、経営移譲意向調査（1-1参照）により移譲資産、経営規模などを把握し、マッチングの可否を判断して双方を紹介する。

また、マッチングにより研修を開始する際には、研修計画書の策定や技術的な支援及び精神面でのサポートを行う。

なお、継承可能な農家がない場合、チームは、研修受入れができる農家や法人、ヘルパー雇用（後述 1-3）と連携し「町内待機」を促す。

(4) 資産継承時のトラブルを防止～継承支援チームの役割②

第三者経営継承が円滑に行われるようにするため、また、移譲希望者や周囲の農家との関係を良好に保ちながら新規就農を実現するためには、資産継承に係るトラブル防止が必要となる。資産評価の調整や経営継承合意書等の契約書類の取り交わしは、本人同士で直接交渉や約束をするのではなく、継承支援チームが間に入り、トラブルを防止する。また、移譲に伴う不安をサポートするため、離農予定農家の住まいや働き口の相談も継承支援チームが窓口となる。（1-1参照）

また、他の農家との良好な関係構築のため、新規就農希望者向けには地域に溶け込むための交流機会を創出する。

<実施上の留意点>

酪農は初期投資が大きい農業分野であり、若い新規就農者には金銭的なハードルが高い。新規就農に当たっては、高額な借入れや公的支援（給付金等）を活用する必要がある、その場合は就農の確実性、継続性が求められる。

継承支援チームは、マッチング段階から移譲予定農家の離農時期の明確化、技術習得に必要な研修期間の決定、資金調達のアドバイスを行い、研修修了後の資産売却の調整に当たっては、新規就農者が就農しやすい方向で調整する必要がある。また、移譲する側に対しては、新規就農者に売却する場合と、売却せずに自己で処分する場合の損益等、具体的な内容を継承支援チームと一緒に検討し、第三者経営継承のメリットを理解してもらう必要がある。

19

検討項目

地域のサポートで安心の第三者経営継承を推進

想定実施主体

関連計画・条例等

継承支援チームによる資産評価調整の実施

【窓口】
農業支援
センター
【参加機関】
天塩町、JA
てしお、農業
委員会、道
農業改良普
及センター等

1. 七七七

天塩町総合振興計画
天塩町新規就農者等
誘致促進条例
(天塩町農業後継者
対策協議会規約)

1-3 計画的な継承を目指した研修受入制度の検討

天塩町においては、これまで、離農予定者が把握できず、研修先を確保できないことから、急な離農があったときは、新規就農希望者に継承できずにいた。

道内でも就農できる場所を探している若手の新規就農希望者は潜在しており、これらを引き寄せ、研修しながら天塩町に一定期間とどめ、移譲意向調査の結果に合わせて計画的にマッチングを行えるような研修受入体制が必要である。

また、研修に際しては継承支援チーム（1-2参照）による技術、精神面でのサポートだけでなく、研修生が新規就農を見据えた技術習得をできるよう、地域全体で担い手を育てるという意識を持つことが必要である。

さらに、新規就農時の様々な財政支援を受けるに当たって、必要とされる新規就農認定要件の緩和も検討する必要がある。

(1) 継承の調整に必要な一定期間、天塩町で研修できる体制をつくる

ア 受入協力農家の確保による研修

ライフプラン説明会（1-1参照）では、研修受入れについての説明も行い、研修の受入協力農家を積極的に募る。受入協力農家は、移譲希望農家のほか、研修生が就農に向け必要な技術、経営等のスキルを学ぶことができる農家とする。

新規就農希望者の目指す経営スタイルは様々であり、複数の農家、先進的な農家が受入協力農家となることで、新規就農者が訪れやすい環境となる。

このように複数農家を回る研修となった場合には研修計画を詳細に作成し、その進捗状況を確認する必要がある。

なお、受入協力農家を募るためには、研修生雇用に関する財政的負担軽減の検討（町及び天塩町農業後継者対策協議会による助成制度の上限設定等の見直し、緩和）も必要である。

受入農家負担額（天塩町農業委員会資料から）

2年間の研修生への支払い額 = 4,740千円

2年間の助成金受給② = 2,400千円

差額（農家負担額）①-② = 2,340千円

※移譲を希望するものの財政的不安がある農家、地域のために研修を受け入れる農家などを考慮し、上限額（国費とあわせて月額10万円以内）の緩和なども検討。

イ 農業生産法人の雇用による就農希望者の受入れ

天塩町で今後、複数農家による法人化が進む中で、法人経営の牧場において、担い手の雇用、研修を行う。法人での雇用により、担い手を確保すると同時に、独立を希望する従業員には、技術、知識以外の経営についても指導し、独立に向けた支援を行う。

ウ 酪農ヘルパーから新規就農というルートの構築

天塩町においては、酪農ヘルパーはJAてしおの職員となっており、新規就農の研修と直結しているものではないが、新規就農希望者が自分のスタイルに合った継承可能農家が現れるまでの期間や、「ア受入協力農家」、「イ農業生産法人での研修」の順番待ちによる「町内待機」の際に、常時酪農に携わる技術習得の場として利用し、受入協力農家での研修や農業生産法人への雇用に移行できるようにするなど、新規就農の入口として活用する。

さらに、常時ヘルパー求人を出しているものの、希望者が少ないことから、就農への入口であることを含めて、積極的に情報発信する必要がある。

<実施上の留意点>

多忙な農家、農業生産法人での新規就農研修は、目的（研修内容）を明確にしても、「労働力」として重宝されるケースが見受けられ、相互理解の面でうまくいかず、結果として町に定着できないことも想定される。また、研修態度などが不適切な研修生が農家に負担を掛ける場合がある。

このようなトラブル防止のため、継承支援チームはマッチング後も研修計画の進捗状況の確認と、新規就農希望者と受入農家又は法人の双方に定期的なヒアリングを実施し、研修方法や研修態度が不適切と判断した場合は研修先を変更させる又は研修を中止するなどの措置をとる必要がある。

また、短期で農業体験やアルバイトなどをする実習生と、新規就農を希望する研修生の棲み分けを明確にし、それぞれの目的に合ったマッチングを行う必要がある。

(2) 新規就農認定要件等の緩和

天塩町条例で規定されている新規就農者認定要件についても、情勢の変化に合わせて見直す必要があり、就農へのハードルを下げるため、要件緩和の検討が必要。

緩和に際しては、その影響を分析する必要はもとより、農地価格や気候、立地条件等が競合する道北他地域の要件と比較し、当該要件が新規就農者受入数に与える影響を調査する必要がある。

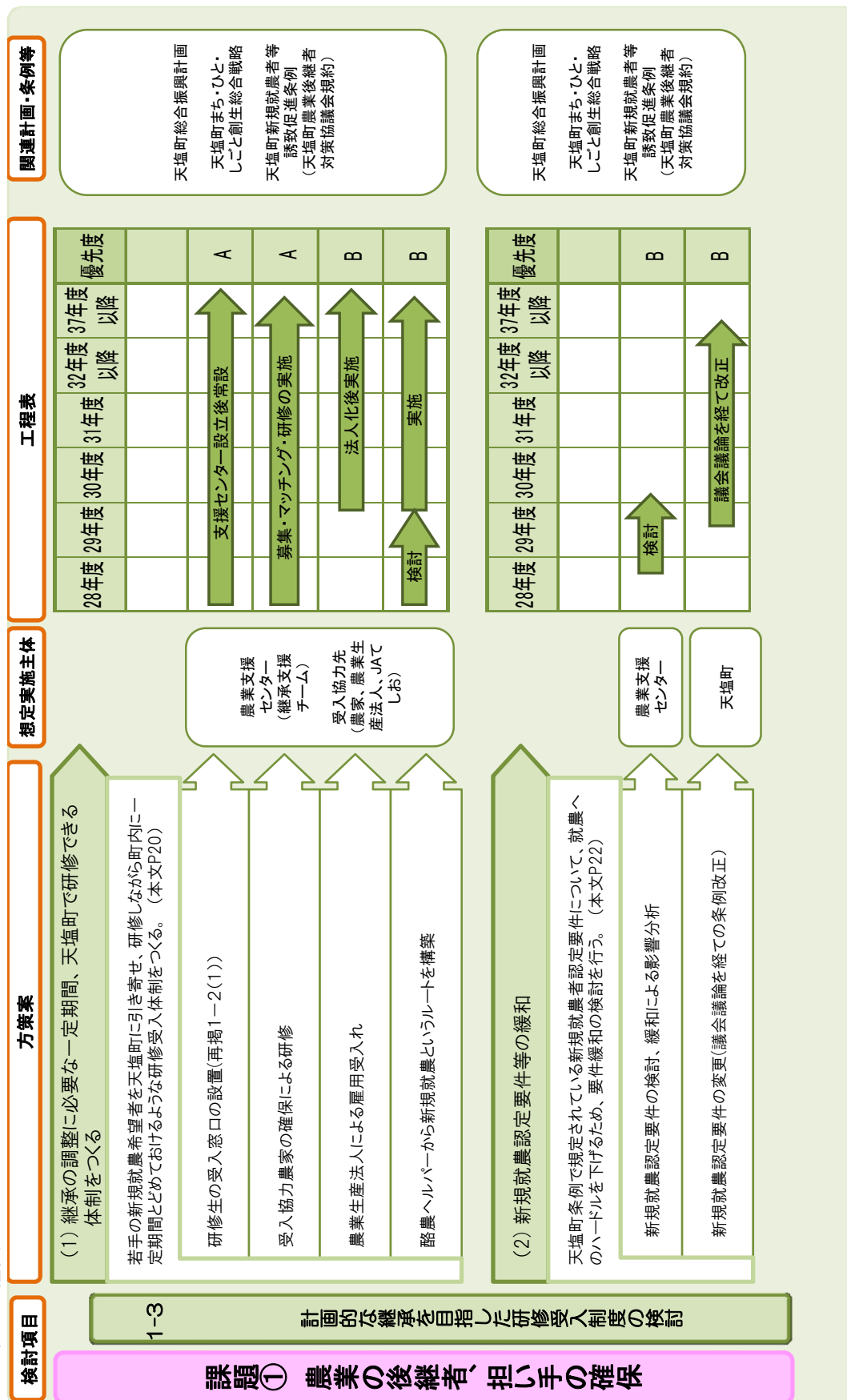
< 現行の天塩町新規就農認定要件 >

25歳以上40歳以下

原則として配偶者又は18歳以上60歳以下の同居親族が協力

就農計画は30ヘクタール、経産牛40頭以上

＜方策の工程表＞



1-4 新規就農希望者を呼び込むため、地域の優位性や支援体制をアピール

天塩町で新規就農するための方法や、就農後の生活がイメージできるような情報を分かりやすく発信する必要がある。また、酪農だけではなく、肉牛・畑作と多様な農業を有し、安価で農地取得のできる優位性や、天塩町農業支援センターを核とした支援体制のアピールなどが必要である。

また、発信力を強化するには、今後広域連携による取組も検討する必要がある。

(1) 就農希望者向け情報の提供の刷新

新規就農希望者のための窓口一本化と同時に、発信する新規就農希望者向け情報を刷新し、現状よりも就農のイメージを持ちやすい情報に刷新する必要がある。

天塩町で就農することをイメージしやすくするためには、地域情報、就農までの道筋、支援制度、暮らしに関する情報等が必要である。また、先輩のインタビュー、地域の青年部の活動などで具体的な就農、生活のイメージを抱ける工夫が必要である。

なお、上記のような一般的な情報の他、移譲可能な農家、研修先の可能性がある農家、法人の経営スタイル等の情報を相談時に提供できるよう、常に情報の把握を行う。

<新規就業者向け情報の内容例>

①地域情報

- ・地理的説明、産業、他地域と比較した農地価格

②就農までの道筋紹介

- ・図表を使って分かりやすく整理した道筋
- ・営農類型別（酪農（スタイル別）、肉牛、畑作）代表農家を紹介

③支援制度

- ・研修の受入先（受入協力農家、法人など）とその方法、手当、家賃支援等
- ・就農時の財政支援内容と手続のサポート窓口（農業支援センター）
- ・継承支援チームの紹介と役割

④暮らしに関する情報

- ・学校、病院、公園などの公共施設
- ・スーパー、コンビニ、ホームセンターなどの商業施設
- ・近接する地域の情報（稚内市、名寄町、幌延町、中川町などの施設情報）
- ・地域の活動状況（JA青年部や女性部などの活動、まちづくり活動などの紹介）

(2) 情報発信のターゲットを想定した発信手段（ツール）の選択

ア 学生をターゲットに想定する場合

農業系大学・学校と連携し、学生に発信するなど、これまで以上に多様なルートで取組をする必要がある。比較的インターネット上の情報収集が多いこの層にはSNSや動画などの活用が効果的である。

また、学生の経費負担が少ない農業体験ツアー（後述2-3）の実施などで直接天塩町を見てもらう試みも発信手法となる。

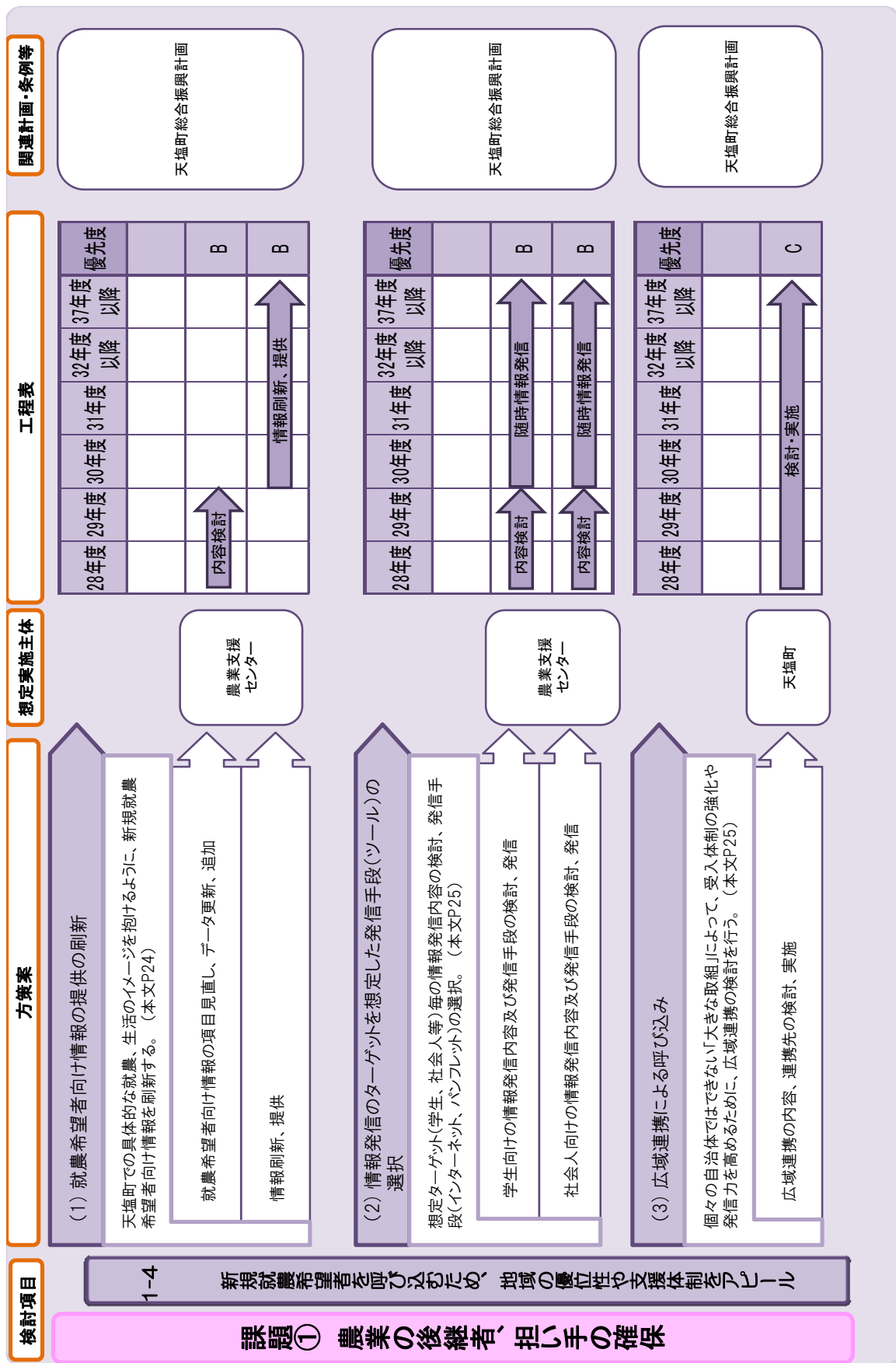
イ 社会人等をターゲットに想定する場合

社会人層をターゲットとした場合は、本州又は道内都市部からの移住が伴い、「やりがい」や「田舎暮らし」などを重視する事が考えられる。このため、天塩町の優位性である自然、景観のイメージ画像や、移住情報を手厚くした上で情報を発信する。

就農フェア等に参加する際にはパンフレットでの紹介が、遠方にはインターネット上での情報充実が必要となる。

(3) 広域連携による呼び込み

道内では、農業（酪農）担い手確保に向けた取組について、振興局単位や更に振興局をまたいで広域連携が進んできている。留萌管内においては、酪農を主要産業とする地域が少ないことから、現時点では広域連携が行われていないが、個々の自治体ではできない「大きな取組」で、受入体制強化や発信力を高めるためにも、同様の課題を抱える他地域との広域連携を検討し、取り組んでいくことが必要である。



課題① 農業の後継者、担い手の確保

課題2 天塩町農業の魅力向上

1 方策の方向性

2-1 酪農イメージの発信不足を解消

- (1) 天塩町の酪農をイメージさせる商品PRの充実
- (2) 牛乳・乳製品の開発検討

2-2 農産物の活用による地域の活性化

- (1) 牛乳・乳製品と連携した商業、観光振興の検討
- (2) 牛乳・乳製品以外の農作物の可能性を検討
- (3) 町民の「やってみたい」を叶える施設の検討

2-3 都市との交流による地域の活性化

- (1) 田舎暮らし、農業を知ってもらう交流事業の推進

2-4 移住者を呼び込む生活面の魅力向上

- (1) 暮らしの充実に関する施策の検討

2 取り組むべき方策

2-1 酪農イメージの発信不足を解消

天塩町名産＝しじみのイメージは強いが、主要産業である酪農のイメージが弱い状況である。

このため、酪農に関連する商品のPRを充実させ、効果的にイメージを発信する。

就農希望者や後継者、Uターン者等の担い手を惹きつけるためには、「天塩」の名前を冠した牛乳・乳製品を作り、「酪農の地」をPRする必要がある。

(1) 天塩町の酪農をイメージさせる商品PRの充実

天塩町内では、数点の乳製品が個別事業者によって製造され、販売されているが、道の駅、温泉、バスターミナルなど、どの場所でも全ての商品がそろっていない状況となっている。（酪農以外に関係する特産品も同様である。）

このため、まずは現在販売されている商品を天塩のPRツールと考え、町内外で販売する場所を整理する必要がある。

最初に町内でアンテナとなる場所を確定させ、更には稚内駅、稚内空港などの天塩町に比較的近い交通拠点で天塩町商品が販売できるような販路開拓が必要である。

(2) 牛乳・乳製品の開発検討

新規就農者、後継者等に向けた天塩町の「酪農イメージ」を強めるためには天塩町の名前を冠する牛乳・乳製品を活用することが求められる。

「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」においても、特産品の開発による雇用創出などを進めることとしているため、その一つとして主要産業の酪農を最大に活用した「牛乳・乳製品」の開発検討が必要である。

開発検討の際には、行政や酪農家はもとより、畑作農家や他の産業（観光、商業、漁業等）が参加し、目的、ターゲット、活用方法を考え、地域で活用、支援できる牛乳・乳製品とする必要がある（後述）。

<検討の進め方（例）>

- ①牛乳・乳製品を作る目的、ターゲット、活用方法を町内で検討
- ②外部アドバイザーを招へいしての勉強会や検討会
- ③外部加工場への委託により試作品を作成、具体的な製品化の検討
- ④処理の規模、経営主体や収益、維持管理費について検討
- ⑤ハード面の整備について検討

＜方策の工程表＞

検討項目		方策案		想定実施主体		工程表		関連計画・条例等						
課題② 天塩町農業の魅力向上														
2-1 酪農イメージの発信不足を解消														
		(1) 天塩町の酪農をイメージさせる商品のPRの充実 天塩町内で販売されている乳製品等の特産品について、販売場所の整理及び販路拡大により、酪農関連商品のPRを行う。(本文P27)		天塩町 天塩商工会		28年度		29年度	30年度	31年度	32年度以降	37年度以降	優先度	
						整理								
														A
										拠点の確定とPR				B
												販路拡大		C
		(2) 牛乳・乳製品の開発検討 就農希望者や後継者、Uターン者等の担い手を惹きつけるため、「天塩」の名前を冠した牛乳・乳製品の開発を検討する。(本文P28) 「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」の特産品開発事業と合わせた検討		天塩町		28年度		29年度	30年度	31年度	32年度以降	37年度以降	優先度	
														B
天塩町観光振興ビジョン 天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略 天塩町総合振興計画														

2-2 農産物の活用による地域の活性化

天塩町の農業の魅力を発揮するためには、町内各部門、場面において農産物を活用していく必要がある。農業と他の産業が連携し、産業おこしや食育などの活動を活発にしていく。

(1) 牛乳・乳製品と連携した商業、観光振興の検討

牛乳・乳製品の検討（2-1（2）参照）段階から、商業、観光が結びつく利用方法を検討する。温泉施設やホテルで飲める地場産の牛乳、バターやチーズづくりの体験観光、飲食店での牛乳・乳製品を使った料理の提供等、酪農に関する話題と食の魅力提供により、観光客が素通りできない存在感をつくる。

また、シジミ、ホッキ、鮭などの水産品と牛乳・乳製品を組み合わせ、給食で活用することも、食育、地場産業への理解推進となることから検討する必要がある。

(2) 牛乳・乳製品以外の農作物の可能性を検討

天塩町農業は酪農中心であるが、牧草地更新時の畑作物作付や畑作農家の参入により、一般畑作物の収穫も期待できる。また、今後発生する可能性のある耕作放棄地の有効活用を見据えるためにも、成長産業や酪農と連携できる農作物の調査を続け、既に進めている小麦栽培同様に、試験栽培などを進める必要がある。

同時に、収穫された畑作物を使った加工品開発、企業との連携による加工品普及、飲食部門での利用など、新たな地域資源の有効活用に取り組むことにより、農商工連携による地域の活性化へと結び付けることも検討する。

(3) 町民の「やってみたい」を叶える施設の検討

天塩町内には、乳製品や農産物の加工に関心のある町民がおり、「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」においても地域資源を活用した特産品開発を進めることとしているが、加工や調理を試す施設がなく、また、複数人数で集まって検討できる施設もない。このため、天塩産農産物のアピールする可能性を広げる、町民の「やってみたい」という機運を盛り上げていくための農産物等の加工、調理を試す施設の整備が必要である。

この施設は現段階では売上げを見込むものではないことから、設置の実現には建設費や維持管理費を低く抑える必要があり、このためには空き店舗や廃校など既存施設の活用が有効である。

検討項目

方策案

想定実施主体

工程表

関連計画・条例等

2-2 農産物の活用による地域の活性化

課題② 天塩町農業の魅力向上

(1) 牛乳・乳製品と連携した商業、観光振興の検討 牛乳・乳製品の検討段階から、商業、観光が結び付き利用を検討する。町施設やそこで開催されるイベントの活用など、農商工連携により人を呼び込む施策を検討する。(本文P30) 2-1(2)で検討する牛乳・乳製品と商業、観光が結び付き利用方法の検討 水産品との組み合わせによる給食等での活用検討	天塩町、商業、観光業、漁業関係者
(2) 牛乳・乳製品以外の農作物の可能性を検討 成長産業や酪農と連携できる農作物の調査を続け、試験栽培などを進める。同時に、収穫された畑作物の有効活用に取り組み、農商工連携による地域の活性化に結び付ける。(本文P30) 新規作物等の試験栽培検討、試験実施 新規作物等の有効利用方法の検討 (農商工連携による地域活性化。現在試験栽培中の小麦も含めて検討。)	天塩町、JAてしお、道農業改良普及センター 天塩町、JAてしお、天塩商工会
(3) 町民の「やってみたい」を叶える施設の検討 天塩町農産物のアピールする可能性を広げるため、町民の「やってみたい」という機運を盛り上げていく食品加工施設の整備を検討する。(本文P30) 必要な施設の規模、利用可能施設(空き店舗や廃校等)の検討 農産物等の加工、調理を試す施設の設置 (財源によっては町議会を経て計画)	天塩町

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降	37年度以降	優先度
			検討・事業化			
						B
			検討・事業化			
						D

天塩町総合振興計画

天塩町観光振興ビジョン

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降	37年度以降	優先度
			検討・試験実施			
						D
			活用検討・事業化			
						D

天塩町総合振興計画

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降	37年度以降	優先度
						B
			設置			
						C

天塩町総合振興計画

天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略

天塩町観光振興ビジョン

2-3 都市との交流による地域の活性化

天塩町では、移住定住促進住宅を設置し、「ちょっと暮らし」体験ができるという移住促進の取組を行っているが、利用頻度は高くない状況である。また、農業部門に特化した都市との交流を進めて、天塩町の農業に理解を深め、また「町外から見た天塩町」を知る必要がある。

(1) 田舎暮らし、農業を知ってもらう交流事業の推進

道内各自治体では、人口減少対策として、学生の就業体験、女性の移住、大学カリキュラムとの連携等、創意工夫により様々な若者招へい事業が行われている。

天塩町においても、農業体験や、農村交流を含めたツアー等を実施し、町外から多くの人を呼び込む必要がある。実施に際しては、参加者側、天塩町側、双方がプラスとなる事業を検討する。

当面は道内農業系大学の協力を得て、学生招へいによる農業体験付きモニターツアーを試験的に実施する。将来的には、社会人や本州からの学生などに広げることや、大学の実習、演習を毎年受け入れることなどに発展させる。

<事業具体例>

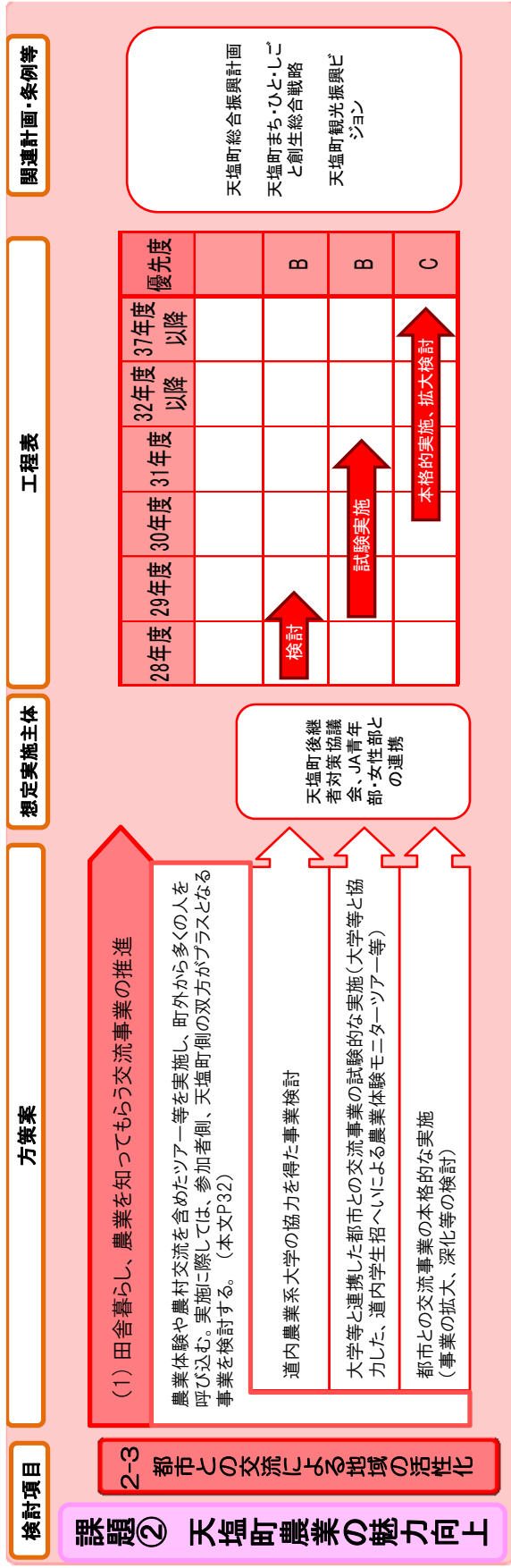
「都市部農業系大学生を招へいする、農業体験付きモニターツアー」

- ・ 2泊～3泊程度、少人数のツアー
- ・ 協力農家による農業体験、宿泊（又は町内宿泊施設を利用）
- ・ 昼休み等を活用した「先輩農業者との交流会」、「先進的経営者訪問」、「町中ツアー」、「新規就農説明会」など
- ・ 学生へは実施後アンケートの義務付けにより招待制として実施(天塩町で経費負担)
- ・ 婚活イベントのノウハウ、青年部などの協力を得て実施

<実施上の留意点>

将来的に交流事業を発展させ、参集範囲や人数を拡大するに当たっては、町内の宿泊施設、研修施設など受入れに必要な環境整備を検討する必要がある。このため、当面のモニターツアーでは農家へのホームステイや移住定住促進住宅を活用しながら、参加者の意見を参考に環境整備の検討を進める必要がある。

＜方策の工程表＞



2-4 移住者を呼び込む生活面の魅力向上

新規就農に際しては夫婦での就農が多いことから、子育て、教育などの暮らしの面での魅力が高まれば、天塩町の強みとなり、人をより呼び込みやすくなる。また、若手後継者が天塩町に定着するためにも、生活面での充実が必要である。農業者特有の生活面での課題、市街地から離れた集落別の生活面での課題などを把握・解消し、天塩町の魅力を向上する必要がある。

(1) 暮らしの充実に関する施策の検討

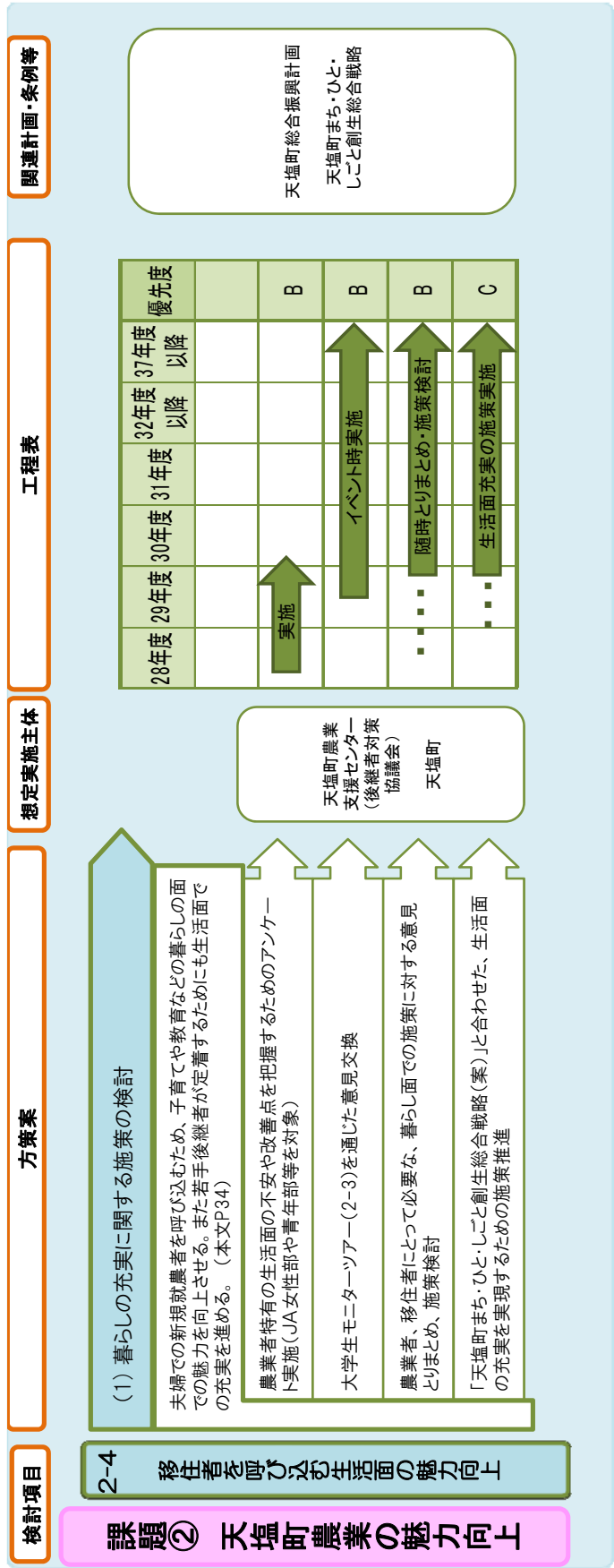
これからの天塩町を支える女性・若手農業者の目線を重視し、農業者から見た生活面、集落別の生活面などの不安、改善点を把握するため、ライフプラン説明会（1-1（1）参照）の際にJA女性部や青年部を対象としたアンケート調査を実施するほか、都市と農村の交流事業等（2-3参照）で訪れた参加者との意見交換やアンケートにより町外から見た印象と改善点も把握する。

「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」においては酪農ヘルパーの増員、出産支援、子育て支援が重点プロジェクトとなっており、これらの施策に加えて、新規・若手・女性農業者にとっても魅力的な町づくりを進めることが求められる。

<実施上の留意点>

昨今、道内外の女性農業者の活躍は、農村地域の活性化に大きく貢献しているところである。女性農業者を呼び込むためには、生活面の魅力向上の取組を進めると同時に、医療、子育て、教育などの分野についての情報発信を充実していく取組が必要である。

＜方策の工程表＞



参考資料

本方策を推進するにあたって、活用の可能性がある各種支援制度を整理した。

なお、本資料は平成２８年２月現在で把握したものであり、今後、変更や廃止などがされる場合がある。

(参考) 各種支援制度

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
担い手育成への支援（窓口）	1	新規就農者の確保のための各種施策の相談がしたい	北海道農業担い手育成センター	新規就農希望者、受入自治体ほか	就農相談、各種支援制度の相談を受ける。	北海道農業担い手育成センター (公財) 北海道農業公社	出典1	1-1 1-2 1-3 1-4
	2	新たに雇用する就農者の研修を支援して欲しい	農の雇用事業	農業法人、農家	農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修等を実施する場合、研修に要する経費を支援する。 ・助成金：研修生1人当たり年間最大120万円、助成期間最長24ヶ月 ・対象研修内容：農業生産に関すること、農産工、出荷・販売、営業等	北海道農業会議	出典3	1-1 1-3
	3	後継者のいない農家の経営継承のための研修に支援して欲しい	農業経営継承事業（農の雇用事業内規）	後継者のいない農業経営者	後継者のいない優良な農業経営を散逸させず、第三者である新規就農希望者に継承することを支援する。 移譲農業者には研修費用の一部助成：事前体験研修（2週間程度）2万円、技術・経営継承実践研修（最長2年）、研修費の一部補助（月額最高9万7千円）、指導者（経営移譲者）の研修費（年額最高3万6千円）	北海道農業担い手育成センター (公財) 北海道農業公社	出典2	1-1 1-2 1-3
担い手育成への支援（就農）	4	研修中の所得を確保したい	青年就農給付金（準備型）	就農希望者	就農に向けて、北海道立の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人において研修を受ける場合、原則45歳未満で就農する者に対し研修期間中について年間150万円を最長2年間給付する。	北海道農業担い手育成センター (公財) 北海道農業公社	出典4	1-1 1-3
	5	経営を始めて間もない時期の所得を確保したい	青年就農給付金（経営開始型）	認定新規就農者	人・農地プランで位置づけられている（又は位置づけられると見込まれる）原則45歳未満の独立・自営就農者について年間最大150万円を最長5年間給付する。	市町村	出典4	1-2 1-3
	6	機械・施設の導入等の資金を借りた	青年等就農資金（無利子融資）	認定新規就農者	青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な機械・施設の購入等に必要資金を無利子で貸付ける（借入限度額3,700万円）。	農協 北海道（農業改良普及センター・（総合）振興局農務課）	出典3	1-2 1-3
	7	機械・施設の導入等の経費を支援して欲しい	経営体育成支援事業	中心経営体	人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助金を交付する（上限は事業費の3/10以内）。	市町村	出典3	1-1 1-2 1-3

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
担い手育成 （就農への支援）	8	将来の農地や建物・機械等の取得に備えて自己資金を確保したい	農業経営基盤強化 準備金制度	認定新規就農者	経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援する。 認定新規就農者である個人が、青年等就業計画に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を必要経費に算入できる。 積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができる。	北海道農政事務所 経営・事業支援課	出典3	1-1 1-2 1-3
	9	新しいことにチャレンジするために必要な機械等の購入資金を貸して欲しい	農業改良資金	認定を受けた 農業者等	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジするために必要な機械・施設や資材等を購入するための資金を無利子で貸付ける（貸付限度：個人5,000万円）。	農協 北海道（農業改良普及センター・（総合）振興局農務課）	出典4	1-1 2-1 2-2
	10	農業インタースhipを受け入れたい	農業インタースhip	農業生産法人 等	全国から就農に興味がある社会人、学生の農業インタースhipの斡旋を受けられる。 1週間以上のインタースhip受入については、受入れ一人あたり2万円の助成がある。	（公社）日本農業 法人協会	出典5	1-4 2-3 2-4
加工施設の整備などハード支援	11	農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい	6次産業化ネット ワーク活動整備交付金	農林漁業者団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者	6次産業化・地産地消法（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が制度資金等の融資を活用して行う、次の整備に対して補助する。 （補助率：3/10以内、交付金上限額：1億円） ①農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設やこれらと併せて行う農業用機械等の整備 ②中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の生産に取り組むために必要な機械・施設の整備 ※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 ※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ※また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等者と連携して取り組み必要がある。	農林水産省食糧産 業局産業連携課	出典6	2-1 2-2

分類	NO.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
加工施設の整備などハード支援	12	地域産業おこしの 基盤施設を設置し たい	地域産業創造基盤 整備事業	第三セク ター、商工会 など	地方公共団体と地元産業界などが協力して、地域の中小企業や創 造的な中小企業の新商品・新技術開発・研究開発などの能力向上 を支援するため、地域産業おこしの基盤施設を設置する。 対象施設：土地、建物、構築物、設備 利率：無利子 貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内） 貸付率：対象経費の80%以内	北海道経済部地域 経済局中小企業課	出典7	2-1 2-2
	13	遊休施設を利用し て加工施設を整備 したい	過疎地域遊休施設 再整備事業	過疎地域市町 村等	過疎地域に存する廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の 遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流の促 進を図るため、交付金を交付する事業。具体的には、生産加工施 設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の 整備を対象とする。 交付率：1/3以内	総務省自治行政局 過疎対策室	出典8	2-2
	14		都市農村共生・対 流総合対策交付金 施設等整備対策	地域協議会、 農業法人、地 域協議会の構 成員（市町村 等）等	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用 する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き 家、廃校等の補修等を支援する。 補助率：2分の1（1地区当たり上限2,000万円） 事業実施期間：上限2年	農林水産省 農村振 興局 農村政策部 【平場地域】 都市農村交流課 【中山間地域】 地域振興課	出典3	2-2
6 次 産 業 化	15	6次産業化に関す る全般的な相談が したい	北海道6次産業化 サポートセンター	6次産業化に 取り組む者	各種支援制度、専門家派遣、ネットワーキングづくり、商談会への参 加など6次産業化に関する課題をワンストップで解決する相談窓 口。	(公財)北海道中小 企業総合支援セン ター	出典9	2-1 2-2
新商品の開発などソフト支援	16	新商品開発や販路 開拓を行うため、 専門家に相談した い	6次産業化ネット ワーク活動推進交 付金	農林漁業者や その団体、こ れらの方々と 連携して取り 組む2次・3 次産業の事業 者等	都道府県が6次産業化を支援する機関（都道府県サポートセン ター）を設置し、民間の専門家を6次産業化プランナーとして登 録することにより、地域のニーズに沿った個別相談等ができる体 制を整えている（NO.15）。 登録した6次産業化プランナーを農林漁業者等に直接派遣し、課 題の解決に向けた助言等を行う。	農林水産省食糧産 業局産業連携課	出典6	2-1 2-2
	17		6次産業化サポー ト事業	農林漁業者や その団体、こ れらの方々と 連携して取り 組む2次・3 次産業の事業 者等	広域的な課題や専門性の高い課題に対応するため、全国段階で6 次産業化中央サポートセンターを設置し、多様な専門家を6次産 業化プランナーとして登録している。 道サポートセンター（No.15）や農林漁業者等からの要請に応じ てプランナーを派遣し、都道府県では対応が困難な課題等に対し て、指導・助言等を行う。	農林水産省食糧産 業局産業連携課	出典6	2-1 2-2

分類	NO.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
新商品の開発などソフト支援	18	地域で6次産業化の戦略・構想を策定したい	6次産業化ネットワーク活動推進交付金	地方公共団体	各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、「6次産業化戦略・構想」を策定するための協議会の開催費用を補助する（補助率：定額）。 ※「6次産業化戦略・構想」とは、都道府県又は市町村の区域内における農林水産業及び6次産業化の現状・課題、6次産業化の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるもの。 No. 19, 20の補助を受ける際に利用する。	農林水産省食糧産業局産業連携課	出典6	2-1 2-2
	19	新商品を開発し、販路の開拓をしたい	6次産業化ネットワーク活動推進交付金	農林漁業者やその団体、これらの方々との連携して取り組む2次・3次産業の事業者等	＜①新商品を開発したい＞ 新商品の試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等の費用の一部（1/3以内*）を補助する。 ＜②販路を開拓したい＞ 試作品の試食会や試験販売の実施、民間事業者が開催する商談会に出展するための費用の一部（1/3以内*）を補助する。 ※市町村の6次産業化戦略・構想（No. 18）に基づく取組については、1/2以内。 ※また、支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者等と連携して取り組む必要がある。	農林水産省食糧産業局産業連携課	出典6	2-1 2-2
	20	地域で主として6次産業化に取り組みたい	6次産業化ネットワーク活動交付金（地域タイプ）	地方公共団体、6次産業化・地産地消推進協議会の構成員、促進事業者	市町村の6次産業化戦略・構想（No. 18）に沿って、市町村等が地域ぐるみで地域資源を活用した新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費などを支援する（補助率：1/2以内）。また、市町村等（6次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者を含む。）が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要なとなる加工機械等の整備に対して支援する。（補助率：1/2以内、交付金上限額：300万円）	農林水産省食糧産業局産業連携課	出典6	2-1 2-2
金融分野の支援など	21	農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に必要資金を借りたい	—	—	※別紙1参照	㈱日本政策金融公庫、農協、銀行、信用金庫、信用組合、各都道府県、各市町村、普及指導センターなど	出典6	2-1 2-2

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
金融分野などの支援	22	自由度の高い資金を使って、6次産業化の事業を開始・拡大したい。	農林漁業成長産業化ファンド	農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）による合併会社等で、6次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）	農林水産物などを生かした新商品の開発や販売方式の改善等、6次産業化事業体が行う新たな事業分野を開拓する。	農林水産省食糧産業局産業連携課	出典6	2-1 2-2
	23	商品を効果的にPRしたい	—	農林漁業者、食品製造事業者等	「FCP展示会・商談会シート」（※1）は、展示会・商談会において、「出展者（売り手）」の効率的・効果的な商品の売込みと、「購入者（買い手）」の効率的な商品発掘を可能にする、統一フォーマットである（フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）が主催する研究会において、スーパー、コンビニ、百貨店、卸等のバイヤー、商談会主催者、地方銀行等の実際のビジネスニーズを踏まえて作成。）。現在、展示会・商談会等でも紹介されている。また、初めて記入される方でも記入のポイントがわかるよう、「作成のてびき」（※1）も御用意している。 ※1「FCP展示会・商談会シート」及び「作成のてびき」は、FCPのホームページからダウンロードできる。 ⇒ http://www.food-communication-project.jp/	農林水産省食料産業局食品企業行動室	出典6	2-1 2-2
	24	販路を開拓するため、商談会に参加したい	アグリフードEXP0	農林漁業者団体、食品産業者等	アグリフードEXP0は、農業経営者や地元産品を活用したこだわり食品を製造する食品メーカーに、広域的な販路拡大の機会を提供することを目的とした展示商談会。 年に2回開催（東京、大阪） 出展者は、国産農産物および加工品を個別出展ブースに展示し、各業種のバイヤーとの商談を行うことができる。 出展者募集期間中には商談の進め方、ポイント、効果的な展示方法などについての説明会も開催される。	アグリフードEXP0運営事務局（日本政策金融公庫）	出典6	2-1 2-2

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
商品化するための支援	25	農林水産物の加工における、衛生・品質管理について学びたい	食品の品質管理体制強化対策事業	農林漁業者、食品製造事業者等	食品の安全性の向上のため、食品製造事業者等を対象とした衛生管理・品質管理に関する研修会を開催している。農林漁業者も参加可能とし、適切な衛生管理・品質管理の方法を習得、6次産業化推進の支援する。	農林水産省食料産業局食品企業行動室	出典6	2-1 2-2
	26	商品化する際の表示について知りたい	—	食品関連事業者等（食品の製造業者、販売業者等）	食品表示法の制定を受け、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品表示に関する基準を一元化した「食品表示基準」が策定され、平成27年4月1日以降は、当該基準に基づき適切な表示について紹介する。	消費者庁食品表示企画課	出典6	2-1 2-2
地域コミュニティへの支援	27	小中学校等の子ども達に地場産食材を利用した給食を食べてもらいたい	学校給食地場食材利用拡大モデル事業	地域推進事業者：市町村等	学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着により地域で生産・製造される農林水産物等の消費を拡大するため、次の支援を実施する。 1 地域推進事業 市町村が主体となって、学校、農林漁業者、食品関連事業者等の関係者が連携して、地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制を構築するモデル的な取組を行う際に必要な経費を定額（一部1/2以内）助成。 ① 地場産農林水産物の生産・供給体制構築に向けた推進会議の開催、生産量や需要量等の調査・検討 ② 関係者の相互理解を図るための研修会やほ場見学 ③ 地場産農林水産物を活用した新たな献立や加工品の開発・導入実証（原材料費として1食当たり50円を上限として、10回までの導入）	農林水産省食料産業局産業連携課	出典6	2-2

分類	NO.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
販路開拓への支援	28	国内外で通用する食の商品開発や販路拡大をしたい	北海道食の磨き上げ職人アドバイス事業	事業者等	道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として委嘱し、道産食品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図る。 ＜主な相談内容＞ ・こだわりの商品を持って商品を作ったが、どのように売ってよいかわからない。 ・製品のディテールの部分（価格、分量、パッケージ、味付け等）が市場ニーズにマッチしないため、販路が広がらない。 道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道とさんこプラザ」等の分野で活躍するバイヤーやフードライター、料理人などにご協力をお願いしている。 アドバイスを受けること自体は無料。ただし、相談は原則札幌で行うので、相談者の旅費は企業の負担となる。	北海道経済部食関連産業マーケティンググループ	出典10	2-1
	29	食の商品開発・マーケティングの相談をしたい	マーケティングアドバイザー事業	事業者等	新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行う。 面談・電話・FAXなど、要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定する。 アドバイスを受けること自体は無料。ただし、自社に来自らうなどアドバイザーに旅行を依頼する場合などには、旅費や謝金などが必要になる。	北海道経済部食関連産業マーケティンググループ	出典10	2-1

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
販路開拓への支援	30	食の新商品をテスト販売したい	北海道さんこブラザ度 ラザテスト販売制度	道内に事業所を有する公益的な団体、企業、個人（個人のグループを含む）のうち、つぎの条件のいずれかに該当すること。 ①道産品の製造又は加工を行っている方 ②自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方	「北海道さんこブラザ」（有楽町店、名古屋店、札幌店）で新商品を3ヶ月間、販売することができる。売り上げが好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスを行う。 ＜応募商品の要件＞ 次のいずれかに該当する道産品 ・札幌店：札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品 ・道外店：道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品 （名古屋店は加工食品のみ） ＜販売条件等＞ ①販売手数料は希望小売価格の18% ②PL（製造物責任保険）に加入していること ③食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること ④指定する食品検査を実施していること（申込商品が食品の場合） ⑤該当する食品製造に係る営業許可を受けていること	北海道経済部食関連産業マーケティンググループ	出典10	2-1 2-2
	31	農林漁業者と連携して新商品・新サービスを開発したい	北海道農工商連携 ファアンド事業	農林漁業者と中小企業者等で構成される任意グループ	新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に助成する。 ＜助成限度額及び助成率＞ 200万円／年（機械等開発500万円／年） 食分野2／3以内 その他1／2以内	北海道商工会連 合会 地域振興部 ・北海道経済部食 関連産業室 食ク ラスターグループ	出典10	2-1 2-2
	32	地域資源を活用して商品づくりや販路を拡大したい	北海道中小企業応援 ファアンド事業 （地域資源活用型 新産業創出支援事業）	①中小企業等、②1次産業団体・商工団体等	地域資源を活用した競争力ある商品づくりやブランド化など事業化実現に向けた取組を支援する。 ①地域資源活用型事業化実現事業 地域資源を活用した新商品・サービスの開発から販路拡大までの事業化実現に向けた一連の取組 ＜助成限度額及び助成率＞ 300万円、2/3以内 ②地域ブランド販路拡大支援事業 地域ブランド化に向けた戦略の策定から花路拡大の一連の取組 ＜助成限度額及び助成率＞ 500万円、2/3以内	(公財)北海道中小 企業総合支援セン ター産業育成部 北海道経済部産業 振興局産業振興課 産業企画グループ	出典10	2-1 2-2

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
販路開拓への支援	33	地域資源を活かした商品・サービスを売りたい	消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業（ふるさと名物応援事業補助金）	中小企業者	北海道の基本構想※1に定められた地域資源を活用して、地域産業資源活用事業計画※2の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う新商品・新役務の開発、販路開拓等に係る経費について補助する。 ・補助率：補助対象経費の2／3以内 ・補助金額：100万円以上500万円以下／件 ※1「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」天塩町では牛乳、カレイ、サケ、シジミ、ニシン、ホタテガイ、天塩川が認定されている。 ※2計画は北海道庁経由で提出	北海道経済産業局 産業部中小企業課	出典10	2-1 2-2
	34	農商工連携に取り組みたい	低未利用資源活用等農商工等連携支援事業	農商工等連携事業者等	事業化・市場化支援事業 農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等が、当該計画に従って行う新商品・新サービスの開発、それに係る試作・開発、販路開拓等に係る経費について補助する。 ・補助率：補助対象経費の2／3以内 ・補助金額：100万円以上500万円以内／件	北海道経済産業局 産業部農工商連携課	出典10	2-2
農商工連携への支援		異分野の事業者等と連携して新しいサービスモデルの開発などをしたい	商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）	産学官連携体の代表	中小企業・小規模事業者が、産学官で連携し、また異分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、特に地域産業の競争力強化に資すると認められる取組について支援。新連携計画の認定を受けた連携体の代表者が、当該計画に従って行う新しいサービスモデルの研究開発等に係る経費について補助する。 ・補助率：補助対象経費の2／3以内 ・補助金額：100万円以上3,000万円以下／件	北海道経済産業局 産業部中小企業課	出典10	2-1 2-2

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
加工技術相談への支援	36	食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい	道立地域食品加工技術センター	企業等	①技術相談、技術指導：企業等からの技術相談に対応し助言を行うほか、センター又は企業に出向いて、個別に技術指導を行う（随時受付）。 ②技術研究会：専門家又はセンター職員が講師となつて、業種や技術別の共通課題について、検討、情報の交換・共有を行う。年間2回程度開催 ③専門技術講習会：企業等の食品製造に関わる従業員の技術の向上を図るため、加工・検査等の実習を伴う専門技術講習会を開催する。1～2日/回年間4～6回程度開催	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	出典10	2-1 2-2
	37	技術相談や共同研究、試験分析をしたい	地方独立行政法人北海道立総合研究機構の技術支援等	企業等	①技術相談（無料）：研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種技術的な相談に応じる。 ②現地技術指導、所内技術指導：○現地技術指導は、研究職員が道内中小企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言する。 ○所内技術指導は、工業試験場および食品加工研究センター内にあって、道内企業等の技術者や研究者等を受け入れ、技術指導などを行う。 ③技術開発派遣指導（有料）【工業試験場のみ】：研究職員を道内企業等に中長期間（21日以上）、有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援する。 ④短期実用化技術開発（有料）【工業試験場のみ】：短期間で実用化しようとする中小企業等に研究職員を短期間（6～20日間）、有料で派遣し、新製品・新技術の開発を手助けする。 ⑤研修者の受入（無料）：道内企業等の技術者や研究者を研修者として受け入れ、技術の習得を図る。 ⑥試験設備、機器の開放（有料）：工業試験場および食品加工研究センターの加工機械、測定機器、分析機器などの各種の設備を有料で道内企業等の利用に供する。 ⑦依頼試験・分析（有料）：道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行う。	地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術研究本部 ・ものづくり支援センター工業技術支援グループ ・食品加工研究センター食品技術支援グループ	出典10	2-1 2-2

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
地域活性化への支援	38	地域課題を解決して地域を活性化したい	いきいきふるさと推進事業助成金	市町村	①市町村が次の政策課題に基づいた「広域的」又は「小規模」に実施するソフト事業（イベント事業・広報伝事業・試験研究事業・情報通信事業）を対象とする。 観光の振興、地場産業の振興、高度情報化の推進、少子・高齢化等対策の推進、人材の育成・活用、国際交流の推進、地域間交流の推進、地域文化の創造、地域資源の活用、環境保全対策の推進 ②市町村が関与する実行委員会等に市町村等が補助金又は負担金等を支出し、実行委員会等が当該事業を実施する場合も対象とする。 ＜助成金額＞広域事業：上限300万円/下限100万円（特に必要と認められる場合のみ上限500万円）、小規模事業：上限100万円/下限50万円	(公財)北海道市町村振興協会	出典11	2-3 2-4
	39		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）	市町村、一部事務組合	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を活かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む。 ・ハード系事業： 市町村：（上限）1億円、（下限）500万円、交付率1/2以内 一部事務組合、広域連合：（上限）2億円、（下限）500万円、交付率1/2以内 ・ソフト系事業： 市町村：（上限）500万円、（下限）50万円、交付率1/2以内 一部事務組合、広域連合：（上限）1,000万円、（下限）50万円、交付率1/2以内 振興局長が認める団体：（上限）300万円、（下限）10万円、交付率1/2以内	北海道 各（総合）振興局 地域政策部地域政策課	出典12	2-3 2-4
	40		都市農村共生・対流総合対策交付金 集落連携推進対策	地域協議会、N 農業法人、P O等	中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援する。 補助率：1地区あたり上限800万円 事業実施期間：上限2年	農林水産省 農村振興局 農村政策部【平場地域】 都市農村交流課【中山間地域】 地域振興課	出典3	2-3
	41		過疎集落等自立再生対策事業	過疎地域市町村等の住民団体、NPO法人等	過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買い物支援といった日常生活機能の確保などの総合的な取り組みを支援する。 交付額：1事業当たり1,000万円以内 対象事業：住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業	総務省自治行政局 過疎対策室	出典8	2-3 2-4

分類	N0.	目的区分	事業名等	対象者	支援内容等	問合せ先	出典	課題
移住・都市との交流支援	42	地域課題へ取り組みたい	過疎地域等自立活性化推進事業	過疎地域市町村等	過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題への取り組みを支援する。 交付額：1事業当たり1,000万円 対象事業：「産業振興」「生活の安心・安全確保対策」「集落の維持・活性化対策」「移住・交流・若者の定住促進対策」「地域文化伝承対策」「環境貢献施策の推進」に該当するソフト事業	総務省自治行政局 過疎対策室	出典8	2-3 2-4
	43	移住・定住を促進したい	過疎地域集落再編整備事業	過疎地域市町村等	地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。 地域の空き屋を活用し、地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き屋の改修に必要な経費に対して補助を行う。 基礎的条件は著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。 交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に存する住居で、冬期間など季節的に居住するのための団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。 補助対象限度額 一戸当たり350万円 交付率：1/2以内	総務省自治行政局 過疎対策室	出典8	2-4

出典1：北海道農業担い手育成センター(北海道DE農業をはじめのサイト) ホームページ

出典2：(公財)北海道農業公社 ホームページ

出典3：農林水産省 ホームページ

出典4：北海道農政部農業経営課 ホームページ

出典5：全国新規就農相談センター ホームページ

出典6：16次産業化支援策活用ガイド 平成27年9月版」農林水産省

出典7：北海道経済部地域経済局中小企業課 ホームページ

出典8：総務省自治行政局過疎対策室 ホームページ

出典9：(公財)北海道中小企業総合支援センター ホームページ

出典10：「平成27年度 創業・ベンチャー支援・雇用・人材支援 総合ガイドブック」北海道経済産業局・北海道労働局・北海道

出典11：(公財)北海道市町村振興協会 ホームページ

出典12：北海道総合政策部人口減少問題対策局地域政策課 ホームページ

別紙1 資金・対象者・貸付条件

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1)	(借入期間に応じ) 0.35~0.70%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	0.70%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	無利子	12年以内 (据置最大5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総 合化事業計画の認定を受け農 林漁業者団体(注6)	0.70%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農商工等連携)	農商工等連携促進法の農商工 等連携事業計画の認定を受け た農林漁業者団体(注6)	0.70%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	特定農産加工資金	特定農産加工法の改善計画又 は事業提携に関する計画の承 認を受けた特定農産加工業 者、関連農産加工業者 (注7)	貸付金のうち (1)2億7,000万円ま での部分0.45%~ 0.65% (2)2億7,000万円を 超える部分0.60%~ 0.80%	10年超15年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者 (注1)	(借入期間に応じ) 0.35~0.65%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者 (注2)	0.70%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

(注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。

(注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。

(注4) 個別法(略称)は次のとおりです。
持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法

(注5) 金利は平成27年8月19日現在です。

(注6) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人

(注7) 特定農産加工業者、関連農産加工業者とは、次の特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者であって、経営改善又は事業提携に関する計画について都道府県の知事の承認を受けた者です。
特定農産加工業：1. かんきつ果汁製造業、2. 非かんきつ果汁製造業、3. パインアップル缶詰製造業、4. こんにゃく粉製造業、5. トマト加工品製造業、6. 甘しょでん粉製造業、7. 馬鈴しょでん粉製造業、8. 米加工品製造業、9. 麦加工品製造業、10. 乳製品製造業、11. 牛肉調製品製造業、12. 豚肉調製品製造業
関連農産加工業：1. 果実加工食品製造業、2. こんにゃく製品製造業、3. 甘しょ加工食品製造業、4. 馬鈴しょ加工食品製造業、5. 米菓製造業、6. みそ製造業、7. しょうゆ製造業、8. めん製造業、9. パン製造業、10. ビスケット製造業、11. 冷凍冷蔵食品製造業、12. 牛肉・豚肉以外の食肉調製品製造業

<債務保証> 国は、都道府県農業信用基金協会の申出に応じて、第三者保証人を要することなく同協会による債務保証が利用できるよう、支援しています。(農業近代化資金及び農協等による公庫転貸資金に限る。)

出典6：「6次産業化支援策活用ガイド 平成27年9月版」農林水産省